



阪神水道企業団公報

平成24年10月15日(月)

第249号

毎月15日発行

目 次

◇規 則◇

- 公共工事の前払金に関する規則の一部を改正する規則

◇告 示◇

- 平成24年第2回阪神水道企業団議会臨時会の招集
- 阪神水道企業団議会議員(神戸市選出)の辞職
- 阪神水道企業団議会議員(神戸市選出)の補欠選挙

◇公 告◇

- 大道取水場場内給水配管改修工事の条件付き一般競争入札(事後審査型)の実施について
- 給排気装置点検整備工事の条件付き一般競争入札(事後審査型)の実施について
- 太陽光設備点検整備工事の条件付き一般競争入札(事後審査型)の実施について
- 実施設計業務委託その4の条件付き一般競争入札(事後審査型)の実施について
- 先着順受付による土地売却の実施について
- 尼崎浄水場浄水発生土有効利用業務の公募型プロポーザル方式の実施について
- 猪名川浄水場及び尼崎浄水場分析計取替工事の条件付き一般競争入札(事後審査型)の実施について
- 甲東ポンプ場受電用コンデンサ取替工事の条件付き一般競争入札(事後審査型)の実施について
- 無線系テレメータ装置取替工事の条件付き一般競争入札(事後審査型)の実施について
- 情報通信設備取替工事の条件付き一般競争入札(事後審査型)の実施について
- 導送配水ポンプ用電動機及び空気冷却器点検整備工事の条件付き一般競争入札(事後審査型)の実施について
- 次亜塩素酸ナトリウム注入設備点検整備工事の条件付き一般競争入札(事後審査型)の実施について
- 本館及び設備棟清掃工事の条件付き一般競争入札(事後審査型)の実施について
- 無停電電源装置点検整備工事の条件付き一般競争入札(事後審査型)の実施について
- 制御機器用冷却装置 一式 外4件の条件付き一般競争入札(事後審査型)の実施について
- 自吸式渦巻きポンプ 一式 外68件の条件付き一般競争入札(事後審査型)の実施について

◇規 則◇

公共工事の前払金に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年9月25日

阪神水道企業団
企業長 山中 敦

阪神水道企業団規則第4号

公共工事の前払金に関する規則の一部を改正する規則

公共工事の前払金に関する規則（昭和29年訓令第130号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（目的）</p> <p>第1条 この規則は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）附則第7条の規定により、公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第5条の規定に基づき、登録を受けた保証事業会社の保証に係る土木建築に関する工事に要する経費の前払金に関して規定することを目的とする。</p> <p>（前払金の対象及び率）</p> <p>第2条 前条に規定する工事に関しては、請負金額1件<u>500万円</u>以上のものに限り、当該工事の請負人に対し、請負金額の<u>4割</u>をこえない範囲内で前払金を支払うことができる。</p>	<p>（目的）</p> <p>第1条 この規則は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）附則第7条の規定により、公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第5条の規定に基づき、登録を受けた保証事業会社の保証に係る土木建築に関する工事（<u>これらの工事の用に供することを目的とする機械類の製造を含む。以下同じ。</u>）に要する経費の前払金に関して規定することを目的とする。</p> <p>（前払金の対象及び率）</p> <p>第2条 前条に規定する工事に関しては、請負金額1件<u>100万円</u>以上のものに限り、当該工事の請負人に対し、請負金額の<u>3割</u>をこえない範囲内で前払金を支払うことができる。</p>
<p>備考</p> <p>1 改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。</p> <p>2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。</p> <p>3 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正部分を加える。</p> <p>4 表の改正規定において、改正後部分及び改正後部分に係る罫線に対応する改正部分及び改正部分に係る罫線がない場合には、当該改正後部分及び当該改正後部分に係る罫線を加える。</p>	

附 則

この規則は、平成24年10月1日から施行する。

◇告 示◇

阪神水道企業団告示第21号

平成24年第2回阪神水道企業団議会臨時会を平成24年10月22日阪神水道企業団議会議場に招集する。

平成24年10月15日

阪神水道企業団
企業長 山中 敦

記

付議事件

○ 企業長の選挙について

阪神水道企業団告示第22号

下記の者は、平成24年10月15日付けをもって、阪神水道企業団議会議員を辞職したので告示する。

平成24年10月15日

阪神水道企業団
企業長 山中 敦

記

植 中 進

阪神水道企業団告示第23号

阪神水道企業団規約第9条の規定により、阪神水道企業団議会議員の補欠選挙を下記のとおり行う。

平成24年10月15日

阪神水道企業団
企業長 山中 敦

記

- | | | |
|---|---------|--------------------------------|
| 1 | 選挙する期間 | 平成24年10月15日から
平成24年11月14日まで |
| 1 | 選挙する議員数 | 1名 |
| 1 | 選挙する市 | 神戸市 |

◇公 告◇

阪神水道企業団公告

郵便応募型条件付き一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治令」という。）第167条の6及び阪神水道企業団契約規程（昭和42年管理規程第1号）第4条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成24年9月19日

阪神水道企業団
企業長 山中 敦

- 1 入札に付する事項
 - (1) 起工番号 改施第9号
工事名 大道取水場場内給水配管改修工事
 - (2) 工事場所 大道取水場（大阪市東淀川区大道南2丁目9番20号）
 - (3) 工事概要 大道取水場の場内給水配管及び引込管の改修を行う。
ア 主要機器
受水槽付給水ユニット（FRP製1.5m³、0.202m³/min×0.333MPa×2.2kW） 1台
イ 給水配管改修工
ア 受水槽据付け 一式
イ 配管、配線及びその他 一式
 - (4) 工事期間 契約締結日の翌日から平成25年3月25日(月)まで

- (5) 支払方法 完成払い
 - (6) 前金払 なし
 - (7) 予定価格 事後公表
 - (8) 最低制限価格 設定なし
- 2 応募方法 単独企業による。
- 3 入札参加資格
次に掲げる事項のいずれにも該当すること。
- (1) 自治令第167条の4に規定する入札参加資格制限に該当しないこと。
 - (2) 企業団指名停止基準（以下「指名停止基準」という。）に基づく指名停止を、入札参加申込日から開札日までの間に受けていないこと。
 - (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること（会社更生法に基づく更生手続開始の決定又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定があった場合を除く。）。
 - (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員が役員又は代表者として、若しくは実質的に経営に参与している団体、役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団又は暴力団員（以下「暴力団等」という。）に金銭的な援助を行っている団体、その他暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有している団体ではないこと。
 - (5) 大阪市水道局の指定給水装置工事事業者であること。
 - (6) 平成14年度以降に国、地方公共団体若しくはこれらに準ずる機関発注工事の元請けとして、仕様書に記す受水槽付給水ユニットと同等設備の施工実績を有すること。
- 4 入札に必要な書類の交付
企業団ホームページ（<http://www.hansui.or.jp/>）「入札・契約情報」内の当該入札公告ページ（以下「入札公告ページ」という。）からダウンロードすること。ダウンロードできない環境にある場合は、総務課契約係（本庁舎3階）で配付するので、事前に連絡すること（電話(078)431-1902（直通））。
- 5 設計図書に関する質問
設計図書に関して質問があるときは、次のとおり電子メール（任意様式）により受け付ける。ただし、電子メールできない環境にある場合は、FAX（(078)431-2664）により提出すること。
- (1) 受付期限 平成24年9月27日(木) 午後5時00分まで
 - (2) 送信先 阪神水道企業団 総務部総務課契約係 宛
E-mail keiyaku@hansui.or.jp
 - (3) 回答日 平成24年10月2日(火)に入札公告ページに掲載する。ただし、入札公告ページにて確認出来ない場合は、FAXにより回答する。
- 6 入札（郵便入札）参加申込方法
入札参加を希望する者は、次のとおり入札参加に必要な書類を一般書留、簡易書留及び特定記録郵便のいずれかの方法にて郵送すること（詳細は別紙「郵便応募型入札の手引き」を参照）。
- (1) 提出書類
 - ア 郵便応募型条件付き一般競争入札参加申込書（様式第1号）
 - イ 入札書（指定様式で、日付は開札日を記入すること。）
 - ウ 同種又は類似工事の施工実績（様式第2号）
 - エ 建設業の許可及び経営事項審査結果（様式第4号）
 - (2) 提出部数
 - ア 1部
 - イ 封筒は、1件につき1件限りとする。また、封筒に入札書を2通以上入れた場合

は全ての入札書が無効とする。

- (3) 送付先 〒658-0073
神戸西岡本郵便局留
阪神水道企業団総務課契約係 宛
- (4) 受付期間 公告日から平成24年10月9日(火)まで(必着)

7 開札の日時、場所等

- (1) 日 時 平成24年10月10日(水) 午後1時30分から
- (2) 場 所 神戸市東灘区西岡本3丁目20番1号
阪神水道企業団 本庁舎1階 第2会議室

(3) 開札の立会い 開札の立ち会いを希望する者は、開札立会申込書を提出すること。

8 入札参加資格の審査及び落札者の決定

- (1) 開札は指定する郵便方法で郵送された封筒が未開封であることを立会人が確認した後に行う。
- (2) 入札参加者は開札に立ち会うことができる。入札参加者から立会人が居ない場合は契約事務に関係のない企業団職員が行う。
- (3) 入札金額が企業団の定めた予定価格の範囲内で、かつ最低制限価格以上であるもののうち、最低の価格をもって入札した者(以下「最低価格入札者」という。)を落札候補者とし、落札の決定を保留する。
- (4) 落札の決定を保留した後、落札候補者が入札参加資格を有する者であることを審査する。
- (5) 同価による最低価格入札者が2者以上ある時は、立会人がくじ引きによって審査順位を決定する。この場合において、最低価格入札者が立会人として参加している場合はその者にくじを引かせ、参加していない場合は契約事務に関係のない企業団職員にくじを引かせるものとする。
- (6) 再入札は行わない。
- (7) 予定価格以下の価格をもって入札した者がいないときは、当該入札において最低の価格をもって入札した者と随意契約に移行するものとする。
- (8) 審査の結果により、落札候補者の取扱いは次のいずれかによるものとする。
ア 落札候補者が入札参加資格を有する者であることを確認した場合は、その者を落札者とし、直ちに落札決定を電話又は書面で通知し、契約を締結するものとする。
イ 落札候補者が入札参加資格を有しない者であることを確認した場合は、その者の入札を無効とする。この場合、最低価格入札者以外の者のうち最低の価格をもって入札した者を新たに落札候補者とし、入札参加資格の審査を行う。以後、落札者が決定するまで同様の手続を繰り返す。
- (9) 入札参加資格の審査の結果、落札候補者の入札を無効にした場合には、入札を無効にした理由を付して当該落札候補者に通知する。
- (10) 開札後落札決定までに、落札候補者がいずれかの入札参加資格要件を満たさなくなった場合は入札参加資格を有しない者とみなし無効とする。
- (11) 落札候補者となった者は、正当な理由がある場合を除き、落札者となることを辞退することができない。

9 入札保証金

免除

10 契約保証金

保険会社との間に企業団を被保険者とする履行保証保険契約(定額てん補、付保割合100分の5以上)を締結し、その証書を提出すること。

11 入札の無効

次のいずれかに該当する入札書は無効とする。

- (1) 入札者の資格のない者が入札したとき。
- (2) この入札に参加する複数の者の関係が、以下のアからウまでのいずれかに該当する

場合には、該当する者のした入札（該当する者が、共同企業体の代表者以外の構成員である場合の入札を除く。）は全て無効とする。ただし、該当する者の1者を除く全てが入札を辞退した場合には、残る1者の入札は無効とはならない。

ア 資本関係

以下のいずれかに該当する2者の場合。ただし、子会社（会社法第2条第3号及び会社法施行規則第3条の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は子会社の一方が会社更生法第2条第7項に規定する更生会社（以下「更生会社」という。）又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社である場合は除く。

(ア) 親会社（会社法第2条第4号及び会社法施行規則第3条の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合

(イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ 人的関係

以下のいずれかに該当する2者の場合。ただし、(ア)については、会社の一方が更生会社又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社である場合は除く。

(ア) 一方の会社の代表権を有する者（個人商店の場合は代表者。以下同じ。）が、他方の会社の代表権を有する者を現に兼ねている場合

(イ) 一方の会社の代表権を有する者が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

ウ その他の入札の適正さが阻害されると認められる場合

(ア) その他上記ア又はイと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

(イ) 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条に規定する中小企業等協同組合とその組合員の関係にある場合

(3) 持参及び指定した郵送方法以外（普通郵便、速達、小包郵便、宅急便等）の方法による入札

(4) 封筒に記載の案件名と同封している入札書に記載された案件名が異なるもの

(5) 期限までに所定の場所に到達しなかった入札書

(6) 封筒に封印のないもの

(7) 入札書の様式が指定様式でない入札書

(8) 記名及び押印のない入札書

(9) 入札参加申込者印と異なる印を押印した入札書

(10) 入札金額が加除訂正されている入札書

(11) 誤字、脱字等により意思表示が明確でない入札書

(12) 記載した文字を容易に消すことの出来る筆記用具を用いて記載した入札書

(13) 記載事項を訂正し、訂正印のない入札書

(14) 同一の入札書に2件以上の入札事項を連記したもの

(15) 同一人物が入札した2通以上の入札書

(16) 連合その他不正の行為があったと認められる入札書

(17) その他入札に関する条件に違反したと認められる者のした入札書

(18) 当該入札に関係のないことが記入されているもの

12 契約に関する条件

契約金額（消費税込）が200万円を超える場合には、落札者が暴力団でないこと等についての誓約書等を契約締結以前に提出すること。

13 その他留意事項

(1) 提出された書類の作成に要する費用は、提出者の負担とする。

(2) 提出された書類は返還しない。

(3) 提出された書類に虚偽の記載をした者は、指名停止基準により6箇月の指名停止となり、その者のした入札は無効とする。

- (4) 入札者は開札後、本公告及び関係法令等の入札条件の不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできない。
- (5) 郵便事故等により入札書が企業団へ到達しなかったことに対する異議を申し立てることはできない。
- (6) 契約を締結した者は、この建設工事の一部について締結する請負契約及び資材又は原材料の購入契約その他のこの契約の履行に伴い締結する契約（以下「下請契約等」という。）を締結する場合において、その契約金額（同一の者と複数の下請契約等を締結する場合は、その合計金額）が200万円を超えるときには、その相手方が暴力団でないこと等についての誓約書を提出させ、当該契約書の写し（「暴力団排除に関する特約」第3項の規定によりこの項に準じて下請契約等に定めた規定により提出させた誓約書の写しを含む。）を企業団に提出すること。

本件入札に関する問い合わせ先
 阪神水道企業団 総務部総務課契約係
 〒658-0073 兵庫県神戸市東灘区西岡本3丁目20番1号
 電 話(078)431-1902（直通）
 F A X (078)431-2664

阪神水道企業団公告

郵便応募型条件付き一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治令」という。）第167条の6及び阪神水道企業団契約規程（昭和42年管理規程第1号）第4条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成24年9月19日

阪神水道企業団
 企業長 山 中 敦

1 入札に付する事項

- (1) 起工番号 工管事第41号
 工事名 給排気装置点検整備工事
- (2) 工事場所 猪名川浄水場（尼崎市田能5丁目11番1号）
 尼崎浄水場（尼崎市南塚口町4丁目5番65号）
- (3) 工事概要 給排気装置の点検整備を行う。
 猪名川浄水場：排風機5台及び排気ファン1台
 尼崎浄水場：排気装置4台及び給排気ファン6台
- (4) 工事期間 契約締結日の翌日から90日間とする。
- (5) 支払方法 完成払い
- (6) 前金払 なし
- (7) 予定価格 事後公表
- (8) 最低制限価格 設定なし

2 応募方法 単独企業による。

3 入札参加資格

次に掲げる事項のいずれにも該当すること。

- (1) 阪神水道企業団（以下「企業団」という。）における平成23・24年度競争入札参加資格（登録工種：機械器具設置工事又は管工事）を有していること。
- (2) 自治令第167条の4に規定する入札参加資格制限に該当しないこと。
- (3) 企業団指名停止基準（以下「指名停止基準」という。）に基づく指名停止を、入札参加申込日から開札日までの間に受けていないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること（会社更生法に基づく更生手続開始の決定又は民事再生法に基づく再生手続開

始の決定があった場合を除く。)

- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員が役員又は代表者として、若しくは実質的に経営に関与している団体、役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団又は暴力団員（以下「暴力団等」という。）に金銭的な援助を行っている団体、その他暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有している団体ではないこと。
 - (6) 平成14年度以降に国、地方公共団体若しくはこれらに準ずる機関発注工事の元請けとして、仕様書に記す同程度の出力・風量の給排気装置の施工実績を有すること。
- 4 入札に必要な書類の交付
- 企業団ホームページ（<http://www.hansui.or.jp/>）「入札・契約情報」内の当該入札公告ページ（以下「入札公告ページ」という。）からダウンロードすること。ダウンロードできない環境にある場合は、総務課契約係（本庁舎3階）で配付するので、事前に連絡すること（電話(078)431-1902（直通））。
- 5 設計図書に関する質問
- 設計図書に関して質問があるときは、次のとおり電子メール（任意様式）により受け付ける。ただし、電子メールできない環境にある場合は、FAX（(078)431-2664）により提出すること。
- (1) 受付期限 平成24年9月27日(木) 午後5時00分まで
 - (2) 送信先 阪神水道企業団 総務部総務課契約係 宛
E-mail keiyaku@hansui.or.jp
 - (3) 回答日 平成24年10月2日(火)に入札公告ページに掲載する。ただし、入札公告ページにて確認出来ない場合は、FAXにより回答する。
- 6 入札（郵便入札）参加申込方法
- 入札参加を希望する者は、次のとおり入札参加に必要な書類を一般書留、簡易書留及び特定記録郵便のいずれかの方法にて郵送すること（詳細は別紙「郵便応募型入札の手引き」を参照）。
- (1) 提出書類
 - ア 郵便応募型条件付き一般競争入札参加申込書（様式第1号）
 - イ 入札書（指定様式で、日付は開札日を記入すること。）
 - ウ 同種又は類似工事の施工実績（様式第2号）
 - エ 建設業の許可及び経営事項審査結果（様式第4号）
 - (2) 提出部数
 - ア 1部
 - イ 封筒は、1件につき1件限りとする。また、封筒に入札書を2通以上入れた場合は全ての入札書を無効とする。
 - (3) 送付先 〒658-0073
神戸西岡本郵便局留
阪神水道企業団総務課契約係 宛
 - (4) 受付期間 公告日から平成24年10月9日(火)まで（必着）
- 7 開札の日時、場所等
- (1) 日時 平成24年10月10日(水) 午後1時45分から
 - (2) 場所 神戸市東灘区西岡本3丁目20番1号
阪神水道企業団 本庁舎1階 第2会議室
 - (3) 開札の立会い 開札の立ち会いを希望する者は、開札立会申込書を提出すること。
- 8 入札参加資格の審査及び落札者の決定
- (1) 開札は指定する郵便方法で郵送された封筒が未開封であることを立会人が確認した後に行う。
 - (2) 入札参加者は開札に立ち会うことができる。入札参加者から立会人が居ない場合は

契約事務に関係のない企業団職員が行う。

- (3) 入札金額が企業団の定めた予定価格の範囲内で、かつ最低制限価格以上であるもののうち、最低の価格をもって入札した者（以下「最低価格入札者」という。）を落札候補者とし、落札の決定を保留する。
- (4) 落札の決定を保留した後、落札候補者が入札参加資格を有する者であるかを審査する。
- (5) 同価による最低価格入札者が2者以上ある時は、立会人がくじ引きによって審査順位を決定する。この場合において、最低価格入札者が立会人として参加している場合はその者にくじを引かせ、参加していない場合は契約事務に関係のない企業団職員にくじを引かせるものとする。
- (6) 再入札は行わない。
- (7) 予定価格以下の価格をもって入札した者がいないときは、当該入札において最低の価格をもって入札した者と随意契約に移行するものとする。
- (8) 審査の結果により、落札候補者の取扱いは次のいずれかによるものとする。
 - ア 落札候補者が入札参加資格を有する者であることを確認した場合は、その者を落札者とし、直ちに落札決定を電話又は書面で通知し、契約を締結するものとする。
 - イ 落札候補者が入札参加資格を有しない者であることを確認した場合は、その者の入札を無効とする。この場合、最低価格入札者以外の者のうち最低の価格をもって入札した者を新たに落札候補者とし、入札参加資格の審査を行う。以後、落札者が決定するまで同様の手続を繰り返す。
- (9) 入札参加資格の審査の結果、落札候補者の入札を無効にした場合には、入札を無効にした理由を付して当該落札候補者に通知する。
- (10) 開札後落札決定までに、落札候補者がいずれかの入札参加資格要件を満たさなくなった場合は入札参加資格を有しない者とみなし無効とする。
- (11) 落札候補者となった者は、正当な理由がある場合を除き、落札者となることを辞退することができない。

9 入札保証金

免除

10 契約保証金

保険会社との間に企業団を被保険者とする履行保証保険契約（定額てん補、付保割合100分の5以上）を締結し、その証書を提出すること。

11 入札の無効

次のいずれかに該当する入札書は無効とする。

- (1) 入札者の資格のない者が入札したとき。
- (2) この入札に参加する複数の者の関係が、以下のアからウまでのいずれかに該当する場合には、該当する者のした入札（該当する者が、共同企業体の代表者以外の構成員である場合の入札を除く。）は全て無効とする。ただし、該当する者の1者を除く全てが入札を辞退した場合には、残る1者の入札は無効とはならない。

ア 資本関係

以下のいずれかに該当する2者の場合。ただし、子会社（会社法第2条第3号及び会社法施行規則第3条の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は子会社の一方が会社更生法第2条第7項に規定する更生会社（以下「更生会社」という。）又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社である場合は除く。

(ア) 親会社（会社法第2条第4号及び会社法施行規則第3条の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合

(イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ 人的関係

以下のいずれかに該当する2者の場合。ただし、(ア)については、会社の一方が更生会社又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社である場

合は除く。

(7) 一方の会社の代表権を有する者（個人商店の場合は代表者。以下同じ。）が、他方の会社の代表権を有する者を現に兼ねている場合

(イ) 一方の会社の代表権を有する者が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

ウ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

(7) その他上記ア又はイと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

(イ) 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条に規定する中小企業等協同組合とその組合員の関係にある場合

(3) 持参及び指定した郵送方法以外（普通郵便、速達、小包郵便、宅急便等）の方法による入札

(4) 封筒に記載の案件名と同封している入札書に記載された案件名が異なるもの

(5) 期限までに所定の場所に到達しなかった入札書

(6) 封筒に封印のないもの

(7) 入札書の様式が指定様式でない入札書

(8) 記名及び押印のない入札書

(9) 入札参加申込者印と異なる印を押印した入札書

(10) 入札金額が加除訂正されている入札書

(11) 誤字、脱字等により意思表示が明確でない入札書

(12) 記載した文字を容易に消すことの出来る筆記用具を用いて記載した入札書

(13) 記載事項を訂正し、訂正印のない入札書

(14) 同一の入札書に2件以上の入札事項を連記したもの

(15) 同一人物が入札した2通以上の入札書

(16) 連合その他不正の行為があったと認められる入札書

(17) その他入札に関する条件に違反したと認められる者のした入札書

(18) 当該入札に係りのないことが記入されているもの

12 契約に関する条件

契約金額（消費税込）が200万円を超える場合には、落札者が暴力団でないこと等についての誓約書等を契約締結以前に提出すること。

13 その他留意事項

(1) 提出された書類の作成に要する費用は、提出者の負担とする。

(2) 提出された書類は返還しない。

(3) 提出された書類に虚偽の記載をした者は、指名停止基準により6箇月の指名停止となり、その者のした入札は無効とする。

(4) 入札者は開札後、本公告及び関係法令等入札条件の不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

(5) 郵便事故等により入札書が企業団へ到達しなかったことに対する異議を申し立てることはできない。

(6) 契約を締結した者は、この建設工事の一部について締結する請負契約及び資材又は原材料の購入契約その他のこの契約の履行に伴い締結する契約（以下「下請契約等」という。）を締結する場合において、その契約金額（同一の者と複数の下請契約等を締結する場合は、その合計金額）が200万円を超えるときには、その相手方が暴力団でないこと等についての誓約書を提出させ、当該契約書の写し（「暴力団排除に関する特約」第3項の規定によりこの項に準じて下請契約等に定めた規定により提出させた誓約書の写しを含む。）を企業団に提出すること。

本件入札に関する問い合わせ先
阪神水道企業団 総務部総務課契約係
〒658-0073 兵庫県神戸市東灘区西岡本3丁目20番1号
電話(078)431-1902(直通)
FAX(078)431-2664

阪神水道企業団公告

郵便応募型条件付き一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治令」という。）第167条の6及び阪神水道企業団契約規程（昭和42年管理規程第1号）第4条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成24年9月19日

阪神水道企業団
企業長 山中 敦

1 入札に付する事項

- | | | |
|------------|--|----|
| (1) 起工番号 | 工管事第38号 | |
| 工事名 | 太陽光設備点検整備工事 | |
| (2) 工事場所 | 尼崎浄水場(尼崎市南塚口町4丁目5番65号) | |
| (3) 工事概要 | ろ過池電気室に設置している太陽光設備用パワーコンディショナ(10kW)の点検整備を行う。 | |
| ア | パワーコンディショナ撤去・据付け工 | 2台 |
| イ | 出力表示装置改造工 | 一式 |
| ウ | 組合せ試験工 | 2台 |
| (4) 工事期間 | 契約締結日の翌日から平成25年2月28日(水)まで | |
| (5) 支払方法 | 完成払い | |
| (6) 前金払 | なし | |
| (7) 予定価格 | 非公表 | |
| (8) 最低制限価格 | 設定なし | |

2 応募方法 単独企業による。

3 入札参加資格

次に掲げる事項のいずれにも該当すること。

- (1) 阪神水道企業団（以下「企業団」という。）における平成23・24年度競争入札参加資格（登録工種：電気工事）を有していること。
- (2) 自治令第167条の4に規定する入札参加資格制限に該当しないこと。
- (3) 企業団指名停止基準（以下「指名停止基準」という。）に基づく指名停止を、入札参加申込日から開札日までの間に受けていないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること（会社更生法に基づく更生手続開始の決定又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定があった場合を除く。）。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員が役員又は代表者として、若しくは実質的に経営に関与している団体、役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団又は暴力団員（以下「暴力団等」という。）に金銭的な援助を行っている団体、その他暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有している団体ではないこと。
- (6) 平成14年度以降に国、地方公共団体若しくはこれらに準ずる機関発注工事の元請けとして、仕様書に記す同種で同程度の容量の太陽光設備用パワーコンディショナ設備の施工実績を有すること。

4 入札に必要な書類の交付

企業団ホームページ (<http://www.hansui.or.jp/>) 「入札・契約情報」内の当該入札公告ページ(以下「入札公告ページ」という。)からダウンロードすること。ダウンロードできない環境にある場合は、総務課契約係(本庁舎3階)で配付するので、事前に連絡すること(電話(078)431-1902(直通))。

5 設計図書に関する質問

設計図書に関して質問があるときは、次のとおり電子メール(任意様式)により受け付ける。ただし、電子メールできない環境にある場合は、FAX((078)431-2664)により提出すること。

- (1) 受付期限 平成24年9月27日(木) 午後5時00分まで
- (2) 送信先 阪神水道企業団 総務部総務課契約係 宛
E-mail keiyaku@hansui.or.jp
- (3) 回答日 平成24年10月2日(火)に入札公告ページに掲載する。ただし、入札公告ページにて確認出来ない場合は、FAXにより回答する。

6 入札(郵便入札)参加申込方法

入札参加を希望する者は、次のとおり入札参加に必要な書類を一般書留、簡易書留及び特定記録郵便のいずれかの方法にて郵送すること(詳細は別紙「郵便応募型入札の手引き」を参照)。

(1) 提出書類

- ア 郵便応募型条件付き一般競争入札参加申込書(様式第1号)
- イ 入札書(指定様式で、日付は開札日を記入すること。)
- ウ 同種又は類似工事の施工実績(様式第2号)
- エ 建設業の許可及び経営事項審査結果(様式第4号)

(2) 提出部数

- ア 1部
- イ 封筒は、1件につき1件限りとする。また、封筒に入札書を2通以上入れた場合は全ての入札書を無効とする。

(3) 送付先 〒658-0073

神戸西岡本郵便局留
阪神水道企業団総務課契約係 宛

(4) 受付期間 公告日から平成24年10月9日(火)まで(必着)

7 開札の日時、場所等

(1) 日 時 平成24年10月10日(水) 午後2時00分から

(2) 場 所 神戸市東灘区西岡本3丁目20番1号
阪神水道企業団 本庁舎1階 第2会議室

(3) 開札の立会い 開札の立ち会いを希望する者は、開札立会申込書を提出すること。

8 入札参加資格の審査及び落札者の決定

(1) 開札は指定する郵便方法で郵送された封筒が未開封であることを立会人が確認した後に行う。

(2) 入札参加者は開札に立ち会うことができる。入札参加者から立会人が居ない場合は契約事務に関係のない企業団職員が行う。

(3) 入札金額が企業団の定めた予定価格の範囲内で、かつ最低制限価格以上であるもののうち、最低の価格をもって入札した者(以下「最低価格入札者」という。)を落札候補者とし、落札の決定を保留する。

(4) 落札の決定を保留した後、落札候補者が入札参加資格を有する者であるかを審査する。

(5) 同価による最低価格入札者が2者以上ある時は、立会人がくじ引きによって審査順位を決定する。この場合において、最低価格入札者が立会人として参加している場合はその者にくじを引かせ、参加していない場合は契約事務に関係のない企業団職員に

くじを引かせるものとする。

- (6) 再入札は行わない。
- (7) 予定価格以下の価格をもって入札した者がいないときは、当該入札において最低の価格をもって入札した者と随意契約に移行するものとする。
- (8) 審査の結果により、落札候補者の取扱いは次のいずれかによるものとする。
 - ア 落札候補者が入札参加資格を有する者であることを確認した場合は、その者を落札者とし、直ちに落札決定を電話又は書面で通知し、契約を締結するものとする。
 - イ 落札候補者が入札参加資格を有しない者であることを確認した場合は、その者の入札を無効とする。この場合、最低価格入札者以外の者のうち最低の価格をもって入札した者を新たに落札候補者とし、入札参加資格の審査を行う。以後、落札者が決定するまで同様の手続を繰り返す。
- (9) 入札参加資格の審査の結果、落札候補者の入札を無効にした場合には、入札を無効にした理由を付して当該落札候補者に通知する。
- (10) 開札後落札決定までに、落札候補者がいずれかの入札参加資格要件を満たさなくなった場合は入札参加資格を有しない者とみなし無効とする。
- (11) 落札候補者となった者は、正当な理由がある場合を除き、落札者となることを辞退することができない。

9 入札保証金

免除

10 契約保証金

免除

11 入札の無効

次のいずれかに該当する入札書は無効とする。

- (1) 入札者の資格のない者が入札したとき。
- (2) この入札に参加する複数の者の関係が、以下のアからウまでのいずれかに該当する場合には、該当する者のした入札（該当する者が、共同企業体の代表者以外の構成員である場合の入札を除く。）は全て無効とする。ただし、該当する者の1者を除く全てが入札を辞退した場合には、残る1者の入札は無効とはならない。

ア 資本関係

以下のいずれかに該当する2者の場合。ただし、子会社（会社法第2条第3号及び会社法施行規則第3条の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は子会社の一方が会社更生法第2条第7項に規定する更生会社（以下「更生会社」という。）又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社である場合は除く。

(ア) 親会社（会社法第2条第4号及び会社法施行規則第3条の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合

(イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ 人的関係

以下のいずれかに該当する2者の場合。ただし、(ア)については、会社の一方が更生会社又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社である場合は除く。

(ア) 一方の会社の代表権を有する者（個人商店の場合は代表者。以下同じ。）が、他方の会社の代表権を有する者を現に兼ねている場合

(イ) 一方の会社の代表権を有する者が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

ウ その他の入札の適正さが阻害されると認められる場合

(ア) その他上記ア又はイと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

(イ) 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条に規定する中小企業等協同組合とその組合員の関係にある場合

- (3) 持参及び指定した郵送方法以外（普通郵便、速達、小包郵便、宅急便等）の方法による入札
- (4) 封筒に記載の案件名と同封している入札書に記載された案件名が異なるもの
- (5) 期限までに所定の場所に到達しなかった入札書
- (6) 封筒に封印のないもの
- (7) 入札書の様式が指定様式でない入札書
- (8) 記名及び押印のない入札書
- (9) 入札参加申込者印と異なる印を押印した入札書
- (10) 入札金額が加除訂正されている入札書
- (11) 誤字、脱字等により意思表示が明確でない入札書
- (12) 記載した文字を容易に消すことの出来る筆記用具を用いて記載した入札書
- (13) 記載事項を訂正し、訂正印のない入札書
- (14) 同一の入札書に2件以上の入札事項を連記したもの
- (15) 同一人物が入札した2通以上の入札書
- (16) 連合その他不正の行為があったと認められる入札書
- (17) その他入札に関する条件に違反したと認められる者のした入札書
- (18) 当該入札に関係のないことが記入されているもの

12 契約に関する条件

契約金額（消費税込）が200万円を超える場合には、落札者が暴力団でないこと等についての誓約書等を契約締結以前に提出すること。

13 その他留意事項

- (1) 提出された書類の作成に要する費用は、提出者の負担とする。
- (2) 提出された書類は返還しない。
- (3) 提出された書類に虚偽の記載をした者は、指名停止基準により6箇月の指名停止となり、その者のした入札は無効とする。
- (4) 入札者は開札後、本公告及び関係法令等の入札条件の不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできない。
- (5) 郵便事故等により入札書が企業団へ到達しなかったことに対する異議を申し立てることはできない。
- (6) 契約を締結した者は、この建設工事の一部について締結する請負契約及び資材又は原材料の購入契約その他のこの契約の履行に伴い締結する契約（以下「下請契約等」という。）を締結する場合において、その契約金額（同一の者と複数の下請契約等を締結する場合は、その合計金額）が200万円を超えるときには、その相手方が暴力団でないこと等についての誓約書を提出させ、当該契約書の写し（「暴力団排除に関する特約」第3項の規定によりこの項に準じて下請契約等に定めた規定により提出させた誓約書の写しを含む。）を企業団に提出すること。

本件入札に関する問い合わせ先
阪神水道企業団 総務部総務課契約係
〒658-0073 兵庫県神戸市東灘区西岡本3丁目20番1号
電話(078)431-1902(直通)
FAX(078)431-2664

阪神水道企業団公告

事後審査型条件付き一般競争入札により契約を締結するので、次のとおり公告する。

本入札案件は兵庫県電子入札共同運営システム（以下「電子入札システム」という。）を利用して行う電子入札案件であり、入札に関する手続については、「兵庫県電子入札共同運営システム利用規約」及び「兵庫県電子入札共同運営システム阪神水道企業団運用基準」に従って行う。

平成24年9月24日

阪神水道企業団
企業長 山中 敦

1 入札に付する事項

- (1) 起工番号 委工第4号
委託名 実施設計業務委託その4（上ヶ原量水池改修工事実施設計業務）
- (2) 委託場所 神戸市水道局上ヶ原浄水場内（西宮市仁川百合野町1番地）
- (3) 委託概要 上ヶ原量水池改修工事の実施設計を行う。
ア 設計業務 一式
イ 測量業務 一式
ウ 土質調査業務 一式
- (4) 委託期間 契約締結日の翌日から平成25年3月22日(金)まで
- (5) 支払方法 完成払い
- (6) 前金払 なし
- (7) 予定価格 非公表
- (8) 最低制限価格 設定なし

2 応募方法 単独企業による。

3 入札参加資格

次に掲げる事項のいずれにも該当すること。

- (1) 阪神水道企業団（以下「企業団」という。）における平成23・24年度競争入札参加資格（登録工種：建設コンサルタント）を有し、かつ建設コンサルタントの登録規程（昭和52年4月15日付け建設省告示第717号）に該当する上水道及び工業用水道部門の登録をうけていること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する入札参加資格制限に該当しないこと。
- (3) 企業団指名停止基準（以下「指名停止基準」という。）に基づく指名停止を、入札参加申込日から開札日までの間に受けていないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること（会社更生法に基づく更生手続開始の決定又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定があった場合を除く。）。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律77号）第2条第6号に規定する暴力団員が役員又は代表者として、若しくは実質的に経営に関与している団体、役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団又は暴力団員（以下「暴力団等」という。）に金銭的な援助を行っている団体、その他暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有している団体ではないこと。
- (6) 平成14年度以降に国、地方公共団体若しくはこれらに準ずる機関発注設計業務の元請けとして、仕様書に記す水道施設基礎地盤の調査、解析及び液状化判定の実績を有すること。

4 入札に必要な書類の交付

企業団ホームページ（<http://www.hansui.or.jp/>）「入札・契約情報」内の当該入札公告ページ（以下「入札公告ページ」という。）からダウンロードすること。

5 設計図書に関する質問

設計図書に関して質問があるときは、電子入札システム上の質問回答機能によらず、次のとおり電子メール（任意様式）により受け付ける。

- (1) 受付期限 平成24年9月27日(木) 午後5時00分まで
- (2) 送信先 阪神水道企業団 総務部総務課契約係 宛
E-mail keiyaku@hansui.or.jp
- (3) 回答日 平成24年10月2日(火)に入札公告ページに掲載する。

6 入札参加申込方法

入札参加を希望する者は、次のとおり入札参加に必要な書類を電子入札システムにより送信すること。

(1) 提出書類

ア 条件付き一般競争入札参加申込書（様式第1号。申込者の印を押印のこと。）

イ 添付書類 同種又は類似業務の施工実績（様式第2号）

(2) 留意事項

添付書類のファイル容量が1MBを超える場合は、電子入札システム上で資料目録（様式第6号）を送信し、添付書類を次の電子メールアドレス宛に送信又は持参により提出すること。

阪神水道企業団 総務部総務課契約係 宛

E-mail keiyaku@hansui.or.jp

(3) 受付期間

公告日から平成24年10月5日（金）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）電子入札システムの稼働時間内（午前9時00分から午後8時00分。ただし、最終日は午後5時00分まで）

7 紙入札（紙の入札書を提出して行う入札をいう。以下同じ。）による入札参加申込方法やむを得ない事情により電子入札システムを使用して入札に参加できない場合は、次のとおり紙入札参加に必要な書類を持参により提出すること。郵送は認めない。

(1) 提出書類

ア 紙入札参加承認願（様式第5号。電子入札システムを使用できない理由を記載のこと。）

イ 上記6(1)に示す提出書類

(2) 受付期間

公告日から平成24年10月5日（金）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）毎日午前9時30分から午後4時30分まで（午前11時30分から午後1時30分までを除く。）

(3) 提出場所

本庁舎 3階 総務部総務課契約係
神戸市東灘区西岡本3丁目20番1号

8 入札書提出期間及び方法

(1) 電子入札システムにより入札する場合

ア 提出期間 第1日目 平成24年10月9日（火） 午前9時00分から午後8時00分まで

第2日目 平成24年10月10日（水） 午前9時00分から午後3時00分まで

イ 方法

電子入札システムにより、入札書に工事費内訳書（設計書様式第3号の2甲及び乙に示す様式）を添付して送信すること。入札書、入札書受信確認通知及び入札書受付票は控えとして印刷し保存すること。

(2) 紙入札により入札する場合（紙入札の承認を得た場合に限る。）

ア 提出期限 入札日第2日目の午後3時00分時まで

イ 方法

本庁舎3階総務部総務課契約係まで入札書及び工事費内訳書を持参により提出すること。郵送は認めない。

9 開札日時、場所及び落札候補者決定の方法

(1) 開札日時 平成24年10月11日（木） 午前10時00分から

(2) 落札候補者の決定方法

ア 入札金額が企業団の定めた予定価格の範囲内で、最低の価格をもって入札した者（以下「最低価格入札者」という。）を落札候補者とし、落札の決定を保留する。

イ 同価による最低価格入札者が2者以上いるときは、電子入札システムの抽選機能により落札候補者を決定する。

ウ 再入札は原則1回とする。再入札に参加する者は、再入札通知書発行後30分以内に入札書を再度送信すること。同時刻までに再入札がない者は入札を辞退したもの

とみなす。

(3) 開札結果の通知

開札後、開札結果に応じて、次の通知書を電子入札システムにより発行するので、その内容を確認し、印刷して保存すること。

ア 落札候補者がある場合 「調査・保留通知書」

イ 入札を打ち切る場合 「取止め通知書」

ウ 再入札の場合 「再入札通知書」

10 落札候補者に対する入札参加資格の審査及び落札者の決定

(1) 入札参加資格の審査結果により、落札候補者の取扱いは次のいずれかによるものとする。

ア 落札候補者が入札参加資格を有する者であることを確認した場合は、その者を落札者と決定する。

イ 落札候補者が入札参加資格を有しない者であることを確認した場合は、当該落札候補者の入札を無効とする。この場合、当該落札候補者以外の者のうち最低の価格をもって入札した者を新たに落札候補者とし、入札参加資格の審査を行う。以後、落札者が決定するまで同様の手続を繰り返す。

(2) 審査の結果、落札候補者の入札を無効にした場合には、入札を無効にした理由を付して当該落札候補者に通知する。

(3) 落札候補者は、正当な理由がある場合を除き、落札者となることを辞退することができない。

11 入札保証金

免除

12 契約保証金

保険会社との間に企業団を被保険者とする履行保証保険契約（定額てん補、付保割合100分の5以上）を締結し、その証書を提出すること。

13 入札の無効

次のいずれかに該当する入札書は無効とする。

(1) 入札者及びその代理人が他の入札の代理人となり、又は数人共同して入札をしたとき。

(2) 入札者の資格のない者が入札したとき。

(3) この入札に参加する複数の者の関係が、以下のアからウまでのいずれかに該当する場合には、該当する者のした入札（該当する者が、共同企業体の代表者以外の構成員である場合の入札を除く。）は全て無効とする。ただし、該当する者の1者を除く全てが入札を辞退した場合には、残る1者の入札は無効とはならない。

ア 資本関係

以下のいずれかに該当する2者の場合。ただし、子会社（会社法第2条第3号及び会社法施行規則第3条の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は子会社の一方が会社更生法第2条第7項に規定する更生会社（以下「更生会社」という。）又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社である場合は除く。

(ア) 親会社（会社法第2条第4号及び会社法施行規則第3条の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合

(イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ 人的関係

以下のいずれかに該当する2者の場合。ただし、(ア)については、会社の一方が更生会社又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社である場合は除く。

(ア) 一方の会社の代表権を有する者（個人商店の場合は代表者。以下同じ。）が、他方の会社の代表権を有する者を現に兼ねている場合

(イ) 一方の会社の代表権を有する者が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は

民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合
ウ その他の入札の適正さが阻害されると認められる場合

(ア) その他上記ア又はイと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

(イ) 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条に規定する中小企業等協同組合とその組合員の関係にある場合

(4) 前各号に掲げる者のほか、特に指定した事項に違反したとき。

14 契約に関する条件

契約金額（消費税込）が200万円を超える場合には、落札者が暴力団でないこと等についての誓約書等を契約締結以前に提出すること。

15 その他留意事項

(1) 提出された書類の作成に要する費用は、入札参加者の負担とする。

(2) 提出された書類は返却しない。

(3) 提出された書類に虚偽の記載をした者は、指名停止基準により6箇月の指名停止となり、その者のした入札は無効とする。

(4) 入札者は開札後、本公告及び関係法令等の入札条件の不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

(5) 契約を締結した者は、この業務委託の一部について締結する再委託契約及びその他のこの契約の履行に伴い締結する契約（以下「再委託等」という。）を締結する場合において、その契約金額（同一の者と複数の再委託等を締結する場合は、その合計金額）が200万円を超えるときには、その相手方が暴力団でないこと等についての誓約書を提出させ、当該契約書の写し（「暴力団排除に関する特約」第3項の規定によりこの項に準じて再委託等に定めた規定により提出させた誓約書の写しを含む。）を企業団に提出すること。

本件入札に関する問い合わせ先
阪神水道企業団 総務部総務課契約係
〒658-0073 兵庫県神戸市東灘区西岡本3丁目20番1号
電 話 (078)431-1902（直通）
F A X (078)431-2664

阪神水道企業団公告

先着順受付による土地売却を実施するので、次の土地の売渡しに係る買受希望者募集に関する公告を行う。

平成24年10月1日

阪神水道企業団
企業長 山 中 敦

1 売払い物件一覧

(1) 土地の表示

ア 所在地 (物件番号1-1：神戸市東灘区住吉山手4丁目1647番11)

(物件番号1-2：宝塚市長尾町3番1)

イ 地 目 (物件番号1-1) 宅地

(物件番号1-2) 雑種地

ウ 土地面積 (物件番号1-1) 1,483.97 m² (実測)

(物件番号1-2) 6,466.43 m² (実測)

(2) 売却希望価格 (物件番号1-1) 415,687,000円

(予定価格) (物件番号1-2) 516,430,000円

2 買受申込者の資格

(1) 申込みは、個人及び法人を問わない。

- (2) 2者以上の共有名義で申し込むことができる。
- (3) 次のアからキに該当する者は、申込みをすることは出来ない。
- ア 売却物件を暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に定める暴力団その他の反社会的団体及びそれらの構成員又は暴力団の事務所その他これに類する用途に利用するなど公序良俗に反する用に使用しようとする者
- イ 売却物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に定める風俗営業、同条第5項に定める性風俗関連特殊営業の用に使用しようとする者
- ウ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条第1項の規定による観察処分を受けた団体及び当該団体の役員若しくは構成員
- エ 破壊活動防止法（昭和27年法律第240号）に基づくところの破壊的団体及び当該団体の役員若しくは構成員
- オ 当該売払いに係る土地に関する事務に従事する当企業団の職員
- カ 売買契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者
- キ 次の(ア)から(エ)までのいずれかに該当する者で、その事実があった後、2年を経過していない者及びその者を代理人及び支配人並びにその他の使用人又は代理人として使用する者
- (ア) 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
- (イ) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
- (ウ) 正当な理由なくして契約を履行しなかった者
- (エ) (ア)から(ウ)までのいずれかに該当する事実があった後、2年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他使用人として使用した者

3 申込方法

- (1) 受付期間 平成24年10月16日(火)から平成25年3月29日(金)まで
土曜日、日曜日及び祝日を除く、午前10時00分から午後4時00分まで（午前11時30分から午後1時30分までを除く。）
※ 先着順の受付となるので、売払い物件の買受者が決定した場合には、期間内であっても当該物件の受付を終了する。
※ 受付期間内に申込者がいない場合は、受付期間を延長する場合がある。
- (2) 受付場所 〒658-0073
神戸市東灘区西岡本3丁目20番1号
阪神水道企業団 総務部 財務課 経理係（本庁舎3階）
電話078(431)1976（直通）
- (3) 受付方法 先着順で受け付けるが、同時に同一物件に複数の申込みがあった場合は抽選とする。
※ ここでいう同時とは、受付開始の段階で同一物件に複数の者が窓口で並んでいる場合とする。
※ 郵送、電話、FAX及びEメールによる申込みは不可とする。
- (4) 提出書類 指定様式については、阪神水道企業団（以下「企業団」という。）ホームページ（<http://www.hansui.or.jp/>）「先着順受付による土地売却案内書」からダウンロードすること。
なお、ダウンロードできない環境にある場合は、上記受付場所にて配付を行う。
- ア 土地買受申込書兼受付書（指定様式） 1通
※ 必要事項を記載し、印鑑登録済みの印（法人の場合、会社印ではなく代表者印）を押印すること。

なお、共有による申込みの場合には、全員の記名押印をすること。

- イ 誓約書（指定様式） 1通
 - ウ 印鑑登録証明書（法人の場合は印鑑証明書）（原本） 1通
 - エ 市町村税の納税証明書（原本） 1通
 - ※ 直近の住民税及び固定資産税についてのもの
 - オ 委任状（指定様式）（代理人による契約を希望する場合のみ）
 - カ 成年後見制度における登記されていないことの証明書（個人による申込みの場合）（原本） 1通
 - キ 破産に関する証明書（個人による申込みの場合）（原本） 1通
 - ク 商業登記簿又は履歴事項全部証明書（法人による申込みの場合）（原本） 1通
- 上記ウ、エ、カ、キ及びクの証明書については、発行後3箇月以内のものに限る。
- ※ 複数物件を申し込む場合は、原本1部と写し（物件数分）を提出すること。
 - ※ 連名で申し込む場合、上記イからクまでの提出書類は連名者全員分を提出すること。
 - ※ 提出された書類は、理由にかかわらず一切返却しない。

4 申込みの無効

次のいずれかに該当する申込みは、無効とする。

- (1) 申込み資格のない者が行った申込み
- (2) 申込み受付期間外に行った申込み
- (3) 土地買受け申込書兼受付書及び誓約書（以下「申込書等」という。）に記載した内容が不明確な申込み
- (4) 申込書等に記名押印しないで行った申込み
- (5) 所定の申込書等によらない申込み
- (6) 申込書等の記載事項を訂正し、訂正印を押さずに行った申込み
- (7) 申込書等の誤字、脱字等により意思表示が明確でない申込み
- (8) 記載した文字を容易に消すことのできる筆記用具を用いて記載した申込書等により行った申込み
- (9) 買受者決定後に行った申込み
- (10) 申込みに関し、担当職員の指示に従わなかった者の申込み
- (11) その他この案内書に記載されている条件に違反したと認められる者の行った申込み

5 契約

(1) 契約の締結

ア 買受者は、有効な受付の先着順に決定する。

イ 契約の締結に関する説明は、買受人本人又は委任を受けた代理人に対して行う。

ウ 土地売買契約は、契約の締結に関する説明を受けた日から10日以内に締結するものとし、事前に売買代金の10%以上の契約保証金を納付することとする。

※ 売買契約は、買受者名義で締結する。また、共有名義で申込みをしている場合は、共有者全員の名義で契約を締結することとする。

エ 契約は企業団が買受者ととともに土地売買契約書に記名押印したときに確定する。

オ 買受者が期限までに契約を締結しない場合は、買受者としての効力を失う。

6 契約上の特約

物件の売買契約には次の特約を付し、買受者はこれらの定めに従わなければならない。

- (1) （物件番号1-1）及び（物件番号1-2）共通 アからケまで
 - ア 売買物件を暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に定める暴力団その他の反社会的団体及びそれらの構成員がその活動のために利用するなど公序良俗に反する用に使用してはならない。
 - イ 売買物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に定める風俗営業、同条第5項に定める性風俗関連特殊営業の用に使用してはならない。

ウ 売買物件を無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条第1項の規定による観察処分を受けた団体及び当該団体の役員若しくは構成員が当該団体の活動として無差別大量殺人行為を行ったものに係る用に使用してはならない。

エ 売買物件を破壊活動防止法（昭和27年法律第240号）に基づくところの破壊的団体及び当該団体の役員若しくは構成員がその活動のために利用するなど公序良俗に反する用に使用してはならない。

オ 売買物件の所有権を移転する場合には、アからエまでを書面により承継させるものとし、当該第三者に対して、アからエまでの定めを反する使用をさせてはならない。

カ 売買物件を第三者に使用させる場合は、当該第三者に対してアからエまでの定めを反する使用をさせてはならない。

キ アからエまでについて、企業団が必要であると認めるときは、実地調査等を行うこととし、買受者は調査に協力しなければならない。

ク アからカまでの特約に違反したときは売買代金の3割、キの特約に違反したときは売買代金の1割を違約金として企業団へ支払うこととする。

なお、違約金に1円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てるものとする。

ケ アからキまでの特約に違反したときはクの違約金の徴収に加えて、土地の買い戻しをすることができる。買い戻しの期間は、契約締結の日から5年間とする。

(2) (物件番号1-2)のみ コからソまで

コ 当該物件は、昭和62年1月23日付けをもって企業団と地元代表山本農会長金岡二郎外10名と締結した『覚書』により幅員約4mの通路を設置しており、当該通路は農耕等のため地元住民が自由に通行できるものとする。

サ コに定めた通路については、承継義務が生じていることから、企業団から買受者へ所有権移転した後においても通路以外の用に使用してはならない。

シ 買受者は、当該物件の所有権を第三者に移転する場合には、コ及びサの定めを書面によって承継させるものとし、当該第三者に対してコ及びサの定めを反する使用をさせてはならない。

ス 買受者は、当該物件を第三者に使用させる場合には、当該第三者に対してコ及びサの定めを反する使用をさせてはならない。

セ 当該土地において行った土壌汚染調査は、企業団が任意に5箇所の測点を決めた上で土質調査を行ったもので、結果は全て問題なかったものである。

この調査は、土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）に基づく調査ではないが、土壌汚染等について企業団は一切の責任の負担をしないものとする。

ソ 買受者は当該物件の買受け後、買受者の費用負担と責任において、国の環境基準等による土壌調査を行うものとし、その結果「土壌汚染対策法」・「土壌の汚染に係る環境基準」・「土壌・地下水汚染に係る調査・対策指針」又は指導要領（以上これらを「土壌汚染対策法等」という。）に基準が定められている物質がその基準を超えて検出された場合であっても、買受者は、所轄官庁と協議のうえ、土壌汚染対策法等に従い、対策を講じ又は実施しなければならない。

その結果、土壌汚染対策等に多額の費用を要することが判明した場合であっても、買受者はこの契約を解除することはできない。

7 売買代金の納入

(1) 金額 売買代金から契約保証金を差し引いた額とする。

(2) 納入期限 契約締結日より30日以内とする。

※ 納入期限までに売買代金を完納していないときは、契約を解除することがある。このとき、契約保証金は企業団に帰属することとする。

8 契約費用及び公租公課等

- (1) 契約書に貼付する収入印紙の費用は、買受者の負担とする。
 - (2) 所有権の移転登記に必要な登録免許税は、買受者の負担とする。
 - (3) 買受者を義務者として課される公租公課その他一切の賦課金は、買受者の負担とする。
 - (4) その他契約に要する費用は、買受者の負担とする。
- 9 所有権の移転及び土地の引渡し
- (1) 所有権は売買代金完納と同時に移転するものとする。登記の手続は企業団が行うが、登録免許税等の諸費用は買受者の負担とする。
※ 所有権移転登記は「土地買受申込書兼受付書」に記載された名義でしか行わない。
 - (2) 土地の引渡しは現状有姿のまま行い、所有権の移転と同時に行われたものとする。また、土地の引渡しが確かに完了したことを証するため、買受者は、売買代金完納後速やかに「受領証」を提出しなければならない。
※ 現地に設置されているフェンス等の撤去は、企業団では行わない。
- 10 契約に関する条件
- 買受者が暴力団でないこと等についての誓約書等を契約締結以前に提出すること。
- 11 その他注意事項
- (1) 現状有姿での売渡しとなるため、必ず事前に現地で現況等を確認し、不明な点については事前に関係機関に確認のうえ、申込みをすること。
 - (2) 建物を建築するに当たっては、都市計画法及び建築基準法並びに売買物件の属する府、県及び市の条例、その他法令等の制限により、指導される場合や開発負担金等が必要となる場合があるため、事前に関係機関に確認しておくこと。
 - (3) 買受者は、売買物件の所有権移転登記前に、その物件に係る一切の権利義務を第三者に譲渡してはならない。
 - (4) 売買契約締結の日から売買物件引渡しの日までの間において、企業団の責めに帰すことのできない事由により、売買物件に滅失、毀損等損害が生じたときは、その損害は買受者の負担とする。
 - (5) 買受者は、売買契約締結後、売買物件に数量の不足又は隠れた瑕疵のあることを発見しても、売買代金の減額又は損害賠償の請求若しくは契約の解除をすることができない。ただし、消費者契約法（平成12年法律第61号）第2条第1項に規定する消費者に該当する場合は、契約締結の日から2年間、この権利を行使することができる。
 - (6) 買受者が、売買契約書に定める義務を履行しないために、企業団に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。
 - (7) 立木の伐採、雑草の草刈り、切り株の除去、フェンス・囲障・擁壁・井戸など地上・地下・空中工作物の補修・撤去などの負担及び調整は、物件敷地の内外及び所有権等権利の帰属主体のいかんを問わず、一切企業団では行わない。
 - (8) 上下水道、電気及び都市ガスなど供給処理施設の引込みが可能である場合、既存の埋設管等の補修や新たに敷地内への引込みを要することがあるが、これらに必要な費用の負担、供給処理施設への負担等の支出等は一切行わないので、建築関係機関及び供給処理施設の管理者等に問い合わせのうえ、各自で対応すること。
 - (9) 越境物に関する隣接土地所有者との協議や電柱等の移設などについては、すべて申込者において行うこととする（契約後に判明した場合も同様とする。）。
 - (10) 買受者は、この「平成24年度先着順受付による土地売却案内書」の記載内容、物件調書及び売買契約書（標準様式）の各条項をすべて承知したうえで申し込むこと。

本件入札に関する問い合わせ先
阪神水道企業団 総務部 財務課 経理係
〒658-0073 兵庫県神戸市東灘区西岡本3丁目20番1号
電話(078)431-1976(直通)
FAX(078)431-2664

阪神水道企業団公告

下記の業務について、公募型プロポーザル方式に係わる手続を開始するので、次のとおり公告する。

平成24年10月5日

阪神水道企業団
企業長 山中 敦

1 目的

阪神水道企業団(以下「企業団」という。)では浄水場で発生した浄水発生土の有効利用を行っており、下記の要領で平成24年度分の有効利用先の選定を行うものである。

2 業務概要

(1) 業務名称

尼崎浄水場浄水発生土有効利用業務

(2) 業務内容

企業団の尼崎浄水場において発生した浄水発生土を適正に処理し、資源として有効利用する業務であり、尼崎浄水場から業務地(処理施設)までの運搬業務を含むものとする。

(3) 浄水発生土の引渡し場所

尼崎浄水場(尼崎市南塚口町4丁目5番65号)

(4) 浄水発生土の搬出方法

引渡しは、上記浄水場排水処理棟に設置された造粒乾燥ケーキホッパー及び仮置き場にて行うこととし、搬出車両への積込み及び搬出は受託者が行うこと。

積込み機材(ショベルローダー)については、企業団より貸し出しを行うが、有資格者により積込み作業を行うこと。また、燃料費については、受託者にて用意すること。

(5) 履行期間

契約日から平成25年3月31日(月)まで

(6) 履行期間内に有効利用を行う浄水発生土の概算数量及び性状

造粒乾燥ケーキ概算数量900t程度(平均粒径5mm程度、平均含水率30±5%)

(7) 搬出時間

浄水場からの浄水発生土の搬出は、企業団の休日(土曜日、日曜日、国民の祝日及び年末年始(12月29日から翌年1月3日))を除く平日の概ね10時00分から16時30分までとする。

浄水発生土の搬出量及び時期については企業団技術部浄水管理事務所と調整を行うこと。

また、尼崎浄水場の場内には仮置きスペースが少ないことから、ホッパー内の造粒乾燥ケーキを遅滞なく搬出し、浄水処理に支障のないよう十分注意すること。

3 プロポーザルを求める内容

企業団の浄水処理過程において発生する浄水発生土の100%有効利用の継続を目的とした、浄水発生土1t当たり有効利用単価(運搬経費含む。)と、有効利用実績を踏まえた適正な有効利用方法

4 参加資格

次に掲げる事項のいずれにも該当すること。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条4の規定に該当しない者であること

と。

- (2) 公募型プロポーザル参加表明書の提出期限において、企業団指名停止基準に基づく指名停止を受けていないこと。
 - (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく再生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
 - (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員が役員又は代表として、若しくは実質的に経営に関与している団体、役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団又は暴力団員（以下「暴力団等」という。）に金銭的な援助を行っている団体、その他暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有している団体でないこと。
 - (5) 消費税及び地方消費税並びに法人税に滞納がない者であること。
 - (6) 平成19年度以降に、浄水発生土有効利用方法での実績を有すること。
 - (7) 廃棄物処理を行う都道府県等の産業廃棄物処理（中間処理 汚泥）の許可を有すること。ただし、有価物（運搬費含む。）として引取りを行う場合、除外とする。
 - (8) 過去10年間に企業団との契約及び契約手続において不備がないこと。
- 5 参加表明に必要な書類と記載上の留意事項
- (1) 参加表明に必要な書類は次のとおりとし、記載する場合の文字サイズは10ポイント以上とする。
 - ア 参加表明書（様式－1）
 - イ 法人の登記簿謄本又は登記事項証明書
 - ウ 印鑑証明書
 - エ 産業廃棄物処理許可証（中間処理 汚泥）の写し（4－(7)に準じる。）
 - オ 当プロポーザル参加資格要件に関する誓約書（様式－2）
 - カ 4－(6)に記載する平成19年度以降の業務実績（様式－3）
 - キ その他必要書類（様式任意）
- 6 参加表明書等の提出方法、提出先及び提出期限
- (1) 提出方法
参加表明書及びその他必要書類は、持参により提出すること。
 - (2) 提出先及び提出期限
 - ア 提出先（受付担当）
〒658-0073 神戸市東灘区西岡本3丁目20番1号
総務部総務課契約係 TEL 078-431-1902(直通)
 - イ 受付期間 公告の日から平成24年10月16日(火)まで
(土曜日、日曜日及び祝日を除く。) 毎日午前9時00分から正午まで及び午後1時30分から午後5時00分まで
- 7 参加表明後の流れ
- (1) スケジュール
本業務委託の契約までの日程については次のとおり予定している。

項目	日程
参加表明書提出の受付及び提案説明書配付	公告の日～平成24年10月16日
提案書提出の受付	～平成24年11月1日
提案書の特定	平成24年11月7日～

- (2) 提案説明書の配付

参加表明書の提出者に対して、企業団から提案説明書を配付する。

(3) 業務委託者の特定方法

提出された参加表明書及び提案書に対して、企業団において設置する「評価委員会」で一定の評価基準に基づく審査を実施し、最も優れた提案書を特定する。ただし、参加表明時において、資格要件や必要書類など参加表明書に不備があった者は失格となり、提案書の評価は行わない。

8 契約に関する条件

契約金額（消費税込）が200万円を超える場合には、落札者が暴力団でないこと等についての誓約書等を契約締結時に提出すること。

9 その他の留意事項

- (1) 委託業務の内容に係る説明会等を行わない。
- (2) 参加表明書及びその他必要書類の作成及び提出に関する費用は提出者の負担とする。
- (3) 参加表明書及びその他必要書類に虚偽の記載をした場合には、提出された参加表明書を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して指名停止の措置を行うことがある。
- (4) 参加者のうち、企業団の契約に係る指名停止を受けた場合は提出された参加表明書を無効とする。
- (5) 提出された参加表明書及びその他必要書類は返却しない。また、提出された参加表明書及びその他必要書類は業務委託者の特定以外には使用しない。
- (6) その他本書に記載のない事項、質問事項等については、6-(2)に記載した受付担当に問い合わせること。
- (7) 契約を締結した者は、この業務委託の一部について締結する再委託契約及びその他のこの契約の履行に伴い締結する契約（以下「再委託等」という。）を締結する場合において、その契約金額（同一の者と複数の再委託等を締結する場合は、その合計金額）が200万円を超えるときには、その相手方が暴力団でないこと等についての誓約書を提出させ、当該契約書の写し（「暴力団排除に関する特約」第3項の規定によりこの項に準じて再委託等に定めた規定により提出させた誓約書の写しを含む。）を企業団に提出すること。

様式-1

参加表明書

平成 年 月 日

阪神水道企業団 企業長 様

住 所

商号又は名称

代 表 者 名

印

下記業務の提案書に基づく選定に参加したいので、これに必要な書類を提出します。
記

- 1 公告日 平成24年10月5日
- 2 業務名 尼崎浄水場浄水発生土有効利用業務

担当部署

担当者名

T E L

F A X

E-mail

様式 - 2

誓 約 書

平成 年 月 日

阪神水道企業団 企業長 様

住 所
商号又は名称
代 表 者 名

印

「尼崎浄水場浄水発生土有効利用業務」のプロポーザル参加申込みを行うに当たり、同業務に関する阪神水道企業団公告に記載されている参加資格要件を全て満たしていることを誓約いたします。

なお、企業団より参加資格要件に関して必要な書類の提出を求められた場合には、速やかに必要書類を提出いたします。

また、提案説明書受領後において、参加資格要件のいずれかを満たしていないことが判明した場合、企業団が行う措置（参加資格の取消し、契約解除等）に従います。

様式 - 3

・平成19年度以降の有効利用業務実績

業務名	
契約金額	
履行期間	
発注機関名 住所 TEL	
業務の概要	
業務の技術的特徴	

注1： 業務の概要及び業務の技術的特徴については、具体的に記述すること

注2： 企業が業務を実施したことを証明できる契約書、特記仕様書などの写しを添付すること。また、必要に応じて業務の内容がわかる成果品の一部又は全部も添付すること。

阪神水道企業団公告

事後審査型条件付き一般競争入札により契約を締結するので、次のとおり公告する。

本入札案件は兵庫県電子入札共同運営システム（以下「電子入札システム」という。）を利用して行う電子入札案件であり、入札に関する手続については、「兵庫県電子入札共同運営システム利用規約」及び「兵庫県電子入札共同運営システム阪神水道企業団運用基準」に従って行う。

平成24年10月9日

阪神水道企業団
企業長 山 中 敦

1 入札に付する事項

- | | |
|------------|---|
| (1) 起工番号 | 改管事第3号 |
| 工事名 | 猪名川浄水場及び尼崎浄水場分析計取替工事 |
| (2) 工事場所 | 猪名川浄水場（尼崎市田能5丁目11番1号）
尼崎浄水場（尼崎市南塚口町4丁目5番65号） |
| (3) 工事概要 | 猪名川浄水場及び尼崎浄水場の分析計の取替えを行う。 |
| ア 猪名川浄水場 | pH計5台、濁度計3台、有試薬形残留塩素計4台、無試薬形残留塩素計1台、色度計1台、電気導電率計3台及び汚泥濃度計1台 |
| イ 尼崎浄水場 | 紫外線吸光度計2台、溶存オゾン濃度計2台及び色度計1台 |
| (4) 工事期間 | 契約締結日の翌日から平成25年3月15日(金)まで |
| (5) 支払方法 | 完成払い |
| (6) 前金払 | なし |
| (7) 予定価格 | 事後公表 |
| (8) 最低制限価格 | 設定なし |

2 応募方法 単独企業による。

3 入札参加資格

次に掲げる事項のいずれにも該当すること。

- (1) 阪神水道企業団（以下「企業団」という。）における平成23・24年度競争入札参加資格（登録工種：電気工事）を有していること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する入札参加資格制限に該当しないこと。
- (3) 企業団指名停止基準（以下「指名停止基準」という。）に基づく指名停止を、入札参加申込日から開札日までの間に受けていないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること（会社更生法に基づく更生手続開始の決定又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定があった場合を除く。）。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員が役員又は代表者として、若しくは実質的に経営に関与している団体、役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団又は暴力団員（以下「暴力団等」という。）に金銭的な援助を行っている団体、その他暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有している団体ではないこと。
- (6) 平成14年度以降に国及び地方公共団体若しくはこれらに準ずる機関発注工事の元請として、上水道施設において仕様書に記す制御用の水質連続分析計の設置工事の施工実績を有すること。

4 入札に必要な書類の交付

企業団ホームページ（<http://www.hansui.or.jp/>）「入札・契約情報」内の当該入札公告ページ（以下「入札公告ページ」という。）からダウンロードすること。

5 設計図書に関する質問

設計図書に関して質問があるときは、電子入札システム上の質問回答機能によらず、次のとおり電子メール（任意様式）により受け付ける。

- (1) 受付期限 平成24年10月12日(金) 午後5時00分まで
- (2) 送信先 阪神水道企業団 総務部総務課契約係 宛
E-mail keiyaku@hansui.or.jp
- (3) 回答日 平成24年10月17日(水)に入札公告ページに掲載する。

6 入札参加申込方法

入札参加を希望する者は、次のとおり入札参加に必要な書類を電子入札システムにより送信すること。

- (1) 提出書類
 - ア 条件付き一般競争入札参加申込書（様式第1号。申込者の印を押印のこと。）
 - イ 添付書類
 - (ア) 同種又は類似工事の施工実績（様式第2号）
 - (イ) 建設業の許可及び経営事項審査結果（様式第4号）
- (2) 留意事項 添付書類のファイル容量が1MBを超える場合は、電子入札システム上で資料目録（様式第6号）を送信し、添付書類を次の電子メールアドレス宛に送信又は持参により提出すること。
阪神水道企業団 総務部総務課契約係 宛
E-mail keiyaku@hansui.or.jp
- (3) 受付期間 公告日から平成24年10月22日(月)まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）電子入札システムの稼働時間内（午前9時00分から午後8時00分。ただし、最終日は午後5時00分まで）

7 紙入札（紙の入札書を提出して行う入札をいう。以下同じ。）による入札参加申込方法やむを得ない事情により電子入札システムを使用して入札に参加できない場合は、次のとおり紙入札参加に必要な書類を持参により提出すること。郵送は認めない。

- (1) 提出書類
 - ア 紙入札参加承認願（様式第5号。電子入札システムを使用できない理由を記載のこと。）
 - イ 上記6(1)に示す提出書類
- (2) 受付期間 公告日から平成24年10月22日(月)まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）毎日午前9時30分から午後4時30分まで（午前11時30分から午後1時30分までを除く。）
- (3) 提出場所 本庁舎 3階 総務部総務課契約係
神戸市東灘区西岡本3丁目20番1号

8 入札書提出期間及び方法

(1) 電子入札システムにより入札する場合

- ア 提出期間 第1日目 平成24年10月24日(水) 午前9時00分から午後8時00分まで
第2日目 平成24年10月25日(木) 午前9時00分から午後3時00分まで
- イ 方法 電子入札システムにより、入札書に工事費内訳書（設計書様式第3号の2甲及び乙に示す様式）を添付して送信すること。入札書、入札書受信確認通知及び入札書受付票は控えとして印刷し保存すること。

(2) 紙入札により入札する場合（紙入札の承認を得た場合に限る。）

- ア 提出期限 入札日第2日目の午後3時00分まで
- イ 方法 本庁舎3階総務部総務課契約係まで入札書及び工事費内訳書を持参により提出すること。郵送は認めない。

9 開札日時、場所及び落札候補者決定の方法

(1) 開札日時 平成24年10月26日(金) 午前10時00分から

(2) 落札候補者の決定方法

ア 入札金額が企業団の定めた予定価格の範囲内で、最低の価格をもって入札した者（以下「最低価格入札者」という。）を落札候補者とし、落札の決定を保留する。

イ 同価による最低価格入札者が2者以上いるときは、電子入札システムの抽選機能により落札候補者を決定する。

ウ 再入札は原則1回とする。再入札に参加する者は、再入札通知書発行後30分以内に入札書を再度送信すること。同時刻までに再入札がない者は入札を辞退したものとみなす。

(3) 開札結果の通知

開札後、開札結果に応じて、次の通知書を電子入札システムにより発行するので、その内容を確認し、印刷して保存すること。

ア 落札候補者がある場合 「調査・保留通知書」

イ 入札を打ち切る場合 「取止め通知書」

ウ 再入札の場合 「再入札通知書」

10 落札候補者に対する入札参加資格の審査及び落札者の決定

(1) 入札参加資格の審査結果により、落札候補者の取扱いは次のいずれかによるものとする。

ア 落札候補者が入札参加資格を有する者であることを確認した場合は、その者を落札者と決定する。

イ 落札候補者が入札参加資格を有しない者であることを確認した場合は、当該落札候補者の入札を無効とする。この場合、当該落札候補者以外の者のうち最低の価格をもって入札した者を新たに落札候補者とし、入札参加資格の審査を行う。以後、落札者が決定するまで同様の手続を繰り返す。

(2) 審査の結果、落札候補者の入札を無効にした場合には、入札を無効にした理由を付して当該落札候補者に通知する。

(3) 落札候補者は、正当な理由がある場合を除き、落札者となることを辞退することができない。

11 入札保証金

免除

12 契約保証金

保険会社との間に企業団を被保険者とする履行保証保険契約（定額てん補、付保割合100分の5以上）を締結し、その証書を提出すること。

13 入札の無効

次のいずれかに該当する入札書は無効とする。

(1) 入札者及びその代理人が他の入札の代理人となり、又は数人共同して入札をしたとき。

(2) 入札者の資格のない者が入札したとき。

(3) この入札に参加する複数の者の関係が、以下のアからウまでのいずれかに該当する場合には、該当する者のした入札（該当する者が、共同企業体の代表者以外の構成員である場合の入札を除く。）は全て無効とする。ただし、該当する者の1者を除く全てが入札を辞退した場合には、残る1者の入札は無効とはならない。

ア 資本関係

以下のいずれかに該当する2者の場合。ただし、子会社（会社法第2条第3号及び会社法施行規則第3条の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は子会社の一方が会社更生法第2条第7項に規定する更生会社（以下「更生会社」という。）又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社である場合は除く。

(ア) 親会社（会社法第2条第4号及び会社法施行規則第3条の規定による親会社を

いう。以下同じ。)と子会社の関係にある場合

(イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ 人的関係

以下のいずれかに該当する2者の場合。ただし、(ア)については、会社の一方が更生会社又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社である場合は除く。

(ア) 一方の会社の代表権を有する者(個人商店の場合は代表者。以下同じ。)が、他方の会社の代表権を有する者を現に兼ねている場合

(イ) 一方の会社の代表権を有する者が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

ウ その他の入札の適正さが阻害されると認められる場合

(ア) その他上記ア又はイと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

(イ) 中小企業等協同組合法(昭和24年法律第181号)第3条に規定する中小企業等協同組合とその組合員の関係にある場合

(4) 前各号に掲げる者のほか、特に指定した事項に違反したとき。

14 契約に関する条件

契約金額(消費税込)が200万円を超える場合には、落札者が暴力団でないこと等についての誓約書等を契約締結以前に提出すること。

15 その他留意事項

(1) 提出された書類の作成に要する費用は、入札参加者の負担とする。

(2) 提出された書類は返却しない。

(3) 提出された書類に虚偽の記載をした者は、指名停止基準により6箇月の指名停止となり、その者のした入札は無効とする。

(4) 入札者は開札後、本公告及び関係法令等の入札条件の不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

(5) 契約を締結した者は、この建設工事の一部について締結する請負契約及び資材又は原材料の購入契約その他のこの契約の履行に伴い締結する契約(以下「下請契約等」という。)を締結する場合において、その契約金額(同一の者と複数の下請契約等を締結する場合は、その合計金額)が200万円を超えるときには、その相手方が暴力団でないこと等についての誓約書を提出させ、当該契約書の写し(「暴力団排除に関する特約」第3項の規定によりこの項に準じて下請契約等に定めた規定により提出させた誓約書の写しを含む。)を企業団に提出すること。

本件入札に関する問い合わせ先

阪神水道企業団 総務部総務課契約係

〒658-0073 兵庫県神戸市東灘区西岡本3丁目20番1号

電話(078)431-1902(直通)

FAX(078)431-2664

阪神水道企業団公告

事後審査型条件付き一般競争入札により契約を締結するので、次のとおり公告する。

本入札案件は兵庫県電子入札共同運営システム(以下「電子入札システム」という。)を利用して行う電子入札案件であり、入札に関する手続については、「兵庫県電子入札共同運営システム利用規約」及び「兵庫県電子入札共同運営システム阪神水道企業団運用基準」に従って行う。

平成24年10月9日

阪神水道企業団

企業長 山中 敦

1 入札に付する事項

- (1) 起工番号 改送第4号
工事名 甲東ポンプ場受電用コンデンサ取替工事
- (2) 工事場所 甲東ポンプ場（西宮市上大市3丁目2番53号）
- (3) 工事概要 甲東ポンプ場に設置している受電用コンデンサ（高圧進相コンデンサ 600kvar×4台）の取替えを行う。
- (4) 工事期間 契約締結日の翌日から平成25年3月22日（金）まで
- (5) 支払方法 完成払い
- (6) 前金払 なし
- (7) 予定価格 事後公表
- (8) 最低制限価格 設定なし

2 応募方法 単独企業による。

3 入札参加資格

次に掲げる事項のいずれにも該当すること。

- (1) 阪神水道企業団（以下「企業団」という。）における平成23・24年度競争入札参加資格（登録工種：電気工事）を有していること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する入札参加資格制限に該当しないこと。
- (3) 企業団指名停止基準（以下「指名停止基準」という。）に基づく指名停止を、入札参加申込日から開札日までの間に受けていないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること（会社更生法に基づく更生手続開始の決定又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定があった場合を除く。）。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員が役員又は代表者として、若しくは実質的に経営に参与している団体、役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団又は暴力団員（以下「暴力団等」という。）に金銭的な援助を行っている団体、その他暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有している団体ではないこと。
- (6) 平成14年度以降に国及び地方公共団体若しくはこれらに準ずる機関発注工事の元請として、仕様書に記す同型式で同程度の容量のコンデンサの設備工事の施工実績を有すること。

4 入札に必要な書類の交付

企業団ホームページ（<http://www.hansui.or.jp/>）「入札・契約情報」内の当該入札公告ページ（以下「入札公告ページ」という。）からダウンロードすること。

5 設計図書に関する質問

設計図書に関して質問があるときは、電子入札システム上の質問回答機能によらず、次のとおり電子メール（任意様式）により受け付ける。

- (1) 受付期限 平成24年10月12日（金）午後5時00分まで
- (2) 送信先 阪神水道企業団 総務部総務課契約係 宛
E-mail keiyaku@hansui.or.jp
- (3) 回答日 平成24年10月17日（水）に入札公告ページに掲載する。

6 入札参加申込方法

入札参加を希望する者は、次のとおり入札参加に必要な書類を電子入札システムにより送信すること。

- (1) 提出書類
ア 条件付き一般競争入札参加申込書（様式第1号。申込者の印を押印のこと。）
イ 添付書類

- (ア) 同種又は類似工事の施工実績（様式第2号）
(イ) 建設業の許可及び経営事項審査結果（様式第4号）
- (2) 留意事項 添付書類のファイル容量が1MBを超える場合は、電子入札システム上で資料目録（様式第6号）を送信し、添付書類を次の電子メールアドレス宛に送信又は持参により提出すること。
阪神水道企業団 総務部総務課契約係 宛
E-mail keiyaku@hansui.or.jp
- (3) 受付期間 公告日から平成24年10月22日(月)まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）電子入札システムの稼働時間内（午前9時00分から午後8時00分。ただし、最終日は午後5時00分時まで）
- 7 紙入札（紙の入札書を提出して行う入札をいう。以下同じ。）による入札参加申込方法やむを得ない事情により電子入札システムを使用して入札に参加できない場合は、次のとおり紙入札参加に必要な書類を持参により提出すること。郵送は認めない。
- (1) 提出書類
ア 紙入札参加承認願（様式第5号。電子入札システムを使用できない理由を記載のこと。）
イ 上記6(1)に示す提出書類
- (2) 受付期間 公告日から平成24年10月22日(月)まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）毎日午前9時30分から午後4時30分まで（午前11時30分から午後1時30分までを除く。）
- (3) 提出場所 本庁舎 3階 総務部総務課契約係
神戸市東灘区西岡本3丁目20番1号
- 8 入札書提出期間及び方法
- (1) 電子入札システムにより入札する場合
ア 提出期間 第1日目 平成24年10月24日(水) 午前9時00分から午後8時00分まで
第2日目 平成24年10月25日(木) 午前9時00分から午後3時00分まで
イ 方法 電子入札システムにより、入札書に工事費内訳書（設計書様式第3号の2甲及び乙に示す様式）を添付して送信すること。入札書、入札書受信確認通知及び入札書受付票は控えとして印刷し保存すること。
- (2) 紙入札により入札する場合（紙入札の承認を得た場合に限る。）
ア 提出期限 入札日第2日目の午後3時まで
イ 方法 本庁舎3階総務部総務課契約係まで入札書及び工事費内訳書を持参により提出すること。郵送は認めない。
- 9 開札日時、場所及び落札候補者決定の方法
- (1) 開札日時 平成24年10月26日(金) 午前10時30分から
- (2) 落札候補者の決定方法
ア 入札金額が企業団の定めた予定価格の範囲内で、最低の価格をもって入札した者（以下「最低価格入札者」という。）を落札候補者とし、落札の決定を保留する。
イ 同価による最低価格入札者が2者以上いるときは、電子入札システムの抽選機能により落札候補者を決定する。
ウ 再入札は原則1回とする。再入札に参加する者は、再入札通知書発行後30分以内に入札書を再度送信すること。同時刻までに再入札がない者は入札を辞退したものとみなす。
- (3) 開札結果の通知
開札後、開札結果に応じて、次の通知書を電子入札システムにより発行するので、その内容を確認し、印刷して保存すること。

- ア 落札候補者がある場合 「調査・保留通知書」
イ 入札を打ち切る場合 「取止め通知書」
ウ 再入札の場合 「再入札通知書」
- 10 落札候補者に対する入札参加資格の審査及び落札者の決定
- (1) 入札参加資格の審査結果により、落札候補者の取扱いは次のいずれかによるものとする。
- ア 落札候補者が入札参加資格を有する者であることを確認した場合は、その者を落札者と決定する。
- イ 落札候補者が入札参加資格を有しない者であることを確認した場合は、当該落札候補者の入札を無効とする。この場合、当該落札候補者以外の者のうち最低の価格をもって入札した者を新たに落札候補者とし、入札参加資格の審査を行う。以後、落札者が決定するまで同様の手続を繰り返す。
- (2) 審査の結果、落札候補者の入札を無効にした場合には、入札を無効にした理由を付して当該落札候補者に通知する。
- (3) 落札候補者は、正当な理由がある場合を除き、落札者となることを辞退することができない。
- 11 入札保証金
免除
- 12 契約保証金
保険会社との間に企業団を被保険者とする履行保証保険契約（定額てん補、付保割合100分の5以上）を締結し、その証書を提出すること。
- 13 入札の無効
次のいずれかに該当する入札書は無効とする。
- (1) 入札者及びその代理人が他の入札の代理人となり、又は数人共同して入札をしたとき。
- (2) 入札者の資格のない者が入札したとき。
- (3) この入札に参加する複数の者の関係が、以下のアからウまでのいずれかに該当する場合には、該当する者のした入札（該当する者が、共同企業体の代表者以外の構成員である場合の入札を除く。）は全て無効とする。ただし、該当する者の1者を除く全てが入札を辞退した場合には、残る1者の入札は無効とはならない。
- ア 資本関係
以下のいずれかに該当する2者の場合。ただし、子会社（会社法第2条第3号及び会社法施行規則第3条の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は子会社の一方が会社更生法第2条第7項に規定する更生会社（以下「更生会社」という。）又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社である場合は除く。
- (ア) 親会社（会社法第2条第4号及び会社法施行規則第3条の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合
- (イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合
- イ 人的関係
以下のいずれかに該当する2者の場合。ただし、(ア)については、会社の一方が更生会社又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社である場合は除く。
- (ア) 一方の会社の代表権を有する者（個人商店の場合は代表者。以下同じ。）が、他方の会社の代表権を有する者を現に兼ねている場合
- (イ) 一方の会社の代表権を有する者が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合
- ウ その他の入札の適正さが阻害されると認められる場合
- (ア) その他上記ア又はイと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

(イ) 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条に規定する中小企業等協同組合とその組合員の関係にある場合

(4) 前各号に掲げる者のほか、特に指定した事項に違反したとき。

14 契約に関する条件

契約金額（消費税込）が200万円を超える場合には、落札者が暴力団でないこと等についての誓約書等を契約締結以前に提出すること。

15 その他留意事項

(1) 提出された書類の作成に要する費用は、入札参加者の負担とする。

(2) 提出された書類は返却しない。

(3) 提出された書類に虚偽の記載をした者は、指名停止基準により6箇月の指名停止となり、その者のした入札は無効とする。

(4) 入札者は開札後、本公告及び関係法令等の入札条件の不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

(5) 契約を締結した者は、この建設工事の一部について締結する請負契約及び資材又は原材料の購入契約その他のこの契約の履行に伴い締結する契約（以下「下請契約等」という。）を締結する場合において、その契約金額（同一の者と複数の下請契約等を締結する場合は、その合計金額）が200万円を超えるときには、その相手方が暴力団でないこと等についての誓約書を提出させ、当該契約書の写し（「暴力団排除に関する特約」第3項の規定によりこの項に準じて下請契約等に定めた規定により提出させた誓約書の写しを含む。）を企業団に提出すること。

本件入札に関する問い合わせ先

阪神水道企業団 総務部総務課契約係

〒658-0073 兵庫県神戸市東灘区西岡本3丁目20番1号

電 話 (078)431-1902（直通）

F A X (078)431-2664

阪神水道企業団公告

事後審査型条件付き一般競争入札により契約を締結するので、次のとおり公告する。

本入札案件は兵庫県電子入札共同運営システム（以下「電子入札システム」という。）を利用して行う電子入札案件であり、入札に関する手続については、「兵庫県電子入札共同運営システム利用規約」及び「兵庫県電子入札共同運営システム阪神水道企業団運用基準」に従って行う。

平成24年10月9日

阪神水道企業団

企業長 山 中 敦

1 入札に付する事項

(1) 起工番号 改施第1号

工 事 名 無線系テレメータ装置取替工事

(2) 工事場所 甲東ポンプ場（西宮市上大市3丁目2番53号）

西宮ポンプ場（西宮市室川町2番32号）

篠原量水池、住吉配水池、本山配水池、奥山配水池、芦屋調整池、越木岩受水池、越水浄水場、甲山調整池、尼崎浄水場、猪名川浄水場、水質試験所及び本庁舎

(3) 工事概要 本工事は、上記(2)の工事場所に設置している無線系テレメータ子局装置の取替えを行うとともに、有線回線（IP通信）によるデータ収集機能の追加並びに計測・監視項目の追加によるデータ収集機能及び監視機能の強化を行うもので、これらに関する機器及びソフトウェア設計製作、撤去据付け並びに試験調整に係わる一切を行うものである。

- (4) 工事期間 契約締結日の翌日から平成25年3月22日(金)まで
 - (5) 支払方法 完成払い
 - (6) 前金払 なし
 - (7) 予定価格 事後公表
 - (8) 最低制限価格 設定なし
- 2 応募方法 単独企業による。
- 3 入札参加資格
次に掲げる事項のいずれにも該当すること。
- (1) 阪神水道企業団（以下「企業団」という。）における平成23・24年度競争入札参加資格（登録工種：電気通信工事）を有していること。
 - (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する入札参加資格制限に該当しないこと。
 - (3) 企業団指名停止基準（以下「指名停止基準」という。）に基づく指名停止を、入札参加申込日から開札日までの間に受けていないこと。
 - (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること（会社更生法に基づく更生手続開始の決定又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定があった場合を除く。）。)
 - (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員が役員又は代表者として、若しくは実質的に経営に関与している団体、役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団又は暴力団員（以下「暴力団等」という。）に金銭的な援助を行っている団体、その他暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有している団体ではないこと。
 - (6) 平成14年度以降に国及び地方公共団体若しくはこれらに準ずる機関発注工事の元請として、仕様書に記す制御用の無線系テレメータで既存の設備を運用しながらの取替工事の施工実績を有すること。
- 4 入札に必要な書類の交付
企業団ホームページ（<http://www.hansui.or.jp/>）「入札・契約情報」内の当該入札公告ページ（以下「入札公告ページ」という。）からダウンロードすること。
- 5 設計図書に関する質問
設計図書に関して質問があるときは、電子入札システム上の質問回答機能によらず、次のとおり電子メール（任意様式）により受け付ける。
- (1) 受付期限 平成24年10月12日(金) 午後5時00分まで
 - (2) 送信先 阪神水道企業団 総務部総務課契約係 宛
E-mail keiyaku@hansui.or.jp
 - (3) 回答日 平成24年10月17日(水)に入札公告ページに掲載する。
- 6 入札参加申込方法
入札参加を希望する者は、次のとおり入札参加に必要な書類を電子入札システムにより送信すること。
- (1) 提出書類
ア 条件付き一般競争入札参加申込書（様式第1号。申込者の印を押印のこと。）
イ 添付書類
ア 同種又は類似工事の施工実績（様式第2号）
イ 建設業の許可及び経営事項審査結果（様式第4号）
 - (2) 留意事項 添付書類のファイル容量が1MBを超える場合は、電子入札システム上で資料目録（様式第6号）を送信し、添付書類を次の電子メールアドレス宛に送信又は持参により提出すること。
阪神水道企業団 総務部総務課契約係 宛

E-mail keiyaku@hansui.or.jp

- (3) 受付期間 公告日から平成24年10月22日(月)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)電子入札システムの稼働時間内(午前9時00分から午後8時00分。ただし、最終日は午後5時00分まで)
- 7 紙入札(紙の入札書を提出して行う入札をいう。以下同じ。)による入札参加申込方法やむを得ない事情により電子入札システムを使用して入札に参加できない場合は、次のとおり紙入札参加に必要な書類を持参により提出すること。郵送は認めない。
- (1) 提出書類
- ア 紙入札参加承認願(様式第5号。電子入札システムを使用できない理由を記載のこと。)
- イ 上記6(1)に示す提出書類
- (2) 受付期間 公告日から平成24年10月22日(月)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)毎日午前9時30分から午後4時30分まで(午前11時30分から午後1時30分までを除く。)
- (3) 提出場所 本庁舎 3階 総務部総務課契約係
神戸市東灘区西岡本3丁目20番1号
- 8 入札書提出期間及び方法
- (1) 電子入札システムにより入札する場合
- ア 提出期間 第1日目 平成24年10月24日(水) 午前9時00分から午後8時00分まで
第2日目 平成24年10月25日(木) 午前9時00分から午後3時00分まで
- イ 方法 電子入札システムにより、入札書に工事費内訳書(設計書様式第3号の2甲及び乙に示す様式)を添付して送信すること。入札書、入札書受信確認通知及び入札書受付票は控えとして印刷し保存すること。
- (2) 紙入札により入札する場合(紙入札の承認を得た場合に限る。)
- ア 提出期限 入札日第2日目の午後3時00分まで
- イ 方法 本庁舎3階総務部総務課契約係まで入札書及び工事費内訳書を持参により提出すること。郵送は認めない。
- 9 開札日時、場所及び落札候補者決定の方法
- (1) 開札日時 平成24年10月26日(金) 午前11時00分から
- (2) 落札候補者の決定方法
- ア 入札金額が企業団の定めた予定価格の範囲内で、最低の価格をもって入札した者(以下「最低価格入札者」という。)を落札候補者とし、落札の決定を保留する。
- イ 同価による最低価格入札者が2者以上いるときは、電子入札システムの抽選機能により落札候補者を決定する。
- ウ 再入札は原則1回とする。再入札に参加する者は、再入札通知書発行後30分以内に入札書を再度送信すること。同時刻までに再入札がない者は入札を辞退したものとみなす。
- (3) 開札結果の通知
- 開札後、開札結果に応じて、次の通知書を電子入札システムにより発行するので、その内容を確認し、印刷して保存すること。
- ア 落札候補者がある場合 「調査・保留通知書」
- イ 入札を打ち切る場合 「取止め通知書」
- ウ 再入札の場合 「再入札通知書」
- 10 落札候補者に対する入札参加資格の審査及び落札者の決定
- (1) 入札参加資格の審査結果により、落札候補者の取扱いは次のいずれかによるものとする。

ア 落札候補者が入札参加資格を有する者であることを確認した場合は、その者を落札者と決定する。

イ 落札候補者が入札参加資格を有しない者であることを確認した場合は、当該落札候補者の入札を無効とする。この場合、当該落札候補者以外の者のうち最低の価格をもって入札した者を新たに落札候補者とし、入札参加資格の審査を行う。以後、落札者が決定するまで同様の手続を繰り返す。

- (2) 審査の結果、落札候補者の入札を無効にした場合には、入札を無効にした理由を付して当該落札候補者に通知する。
- (3) 落札候補者は、正当な理由がある場合を除き、落札者となることを辞退することができない。

11 入札保証金 免除

12 契約保証金

保険会社との間に企業団を被保険者とする履行保証保険契約（定額てん補、付保割合100分の5以上）を締結し、その証書を提出すること。

13 入札の無効

次のいずれかに該当する入札書は無効とする。

- (1) 入札者及びその代理人が他の入札の代理人となり、又は数人共同して入札をしたとき。
- (2) 入札者の資格のない者が入札したとき。
- (3) この入札に参加する複数の者の関係が、以下のアからウまでのいずれかに該当する場合には、該当する者のした入札（該当する者が、共同企業体の代表者以外の構成員である場合の入札を除く。）は全て無効とする。ただし、該当する者の1者を除く全てが入札を辞退した場合には、残る1者の入札は無効とはならない。

ア 資本関係

以下のいずれかに該当する2者の場合。ただし、子会社（会社法第2条第3号及び会社法施行規則第3条の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は子会社の一方が会社更生法第2条第7項に規定する更生会社（以下「更生会社」という。）又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社である場合は除く。

- (ア) 親会社（会社法第2条第4号及び会社法施行規則第3条の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合
- (イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ 人的関係

以下のいずれかに該当する2者の場合。ただし、(ア)については、会社の一方が更生会社又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社である場合は除く。

- (ア) 一方の会社の代表権を有する者（個人商店の場合は代表者。以下同じ。）が、他方の会社の代表権を有する者を現に兼ねている場合
- (イ) 一方の会社の代表権を有する者が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

ウ その他の入札の適正さが阻害されると認められる場合

- (ア) その他上記ア又はイと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合
- (イ) 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条に規定する中小企業等協同組合とその組合員の関係にある場合

- (4) 前各号に掲げる者のほか、特に指定した事項に違反したとき。

14 契約に関する条件

契約金額（消費税込）が200万円を超える場合には、落札者が暴力団でないこと等についての誓約書等を契約締結以前に提出すること。

15 その他留意事項

- (1) 提出された書類の作成に要する費用は、入札参加者の負担とする。
- (2) 提出された書類は返却しない。
- (3) 提出された書類に虚偽の記載をした者は、指名停止基準により6箇月の指名停止となり、その者のした入札は無効とする。
- (4) 入札者は開札後、本公告及び関係法令等の入札条件の不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできない。
- (5) 契約を締結した者は、この建設工事の一部について締結する請負契約及び資材又は原材料の購入契約その他のこの契約の履行に伴い締結する契約（以下「下請契約等」という。）を締結する場合において、その契約金額（同一の者と複数の下請契約等を締結する場合は、その合計金額）が200万円を超えるときには、その相手方が暴力団でないこと等についての誓約書を提出させ、当該契約書の写し（「暴力団排除に関する特約」第3項の規定によりこの項に準じて下請契約等に定めた規定により提出させた誓約書の写しを含む。）を企業団に提出すること。

本件入札に関する問い合わせ先
 阪神水道企業団 総務部総務課契約係
 〒658-0073 兵庫県神戸市東灘区西岡本3丁目20番1号
 電 話 (078)431-1902 (直通)
 F A X (078)431-2664

阪神水道企業団公告

事後審査型条件付き一般競争入札により契約を締結するので、次のとおり公告する。

本入札案件は兵庫県電子入札共同運営システム（以下「電子入札システム」という。）を利用して行う電子入札案件であり、入札に関する手続については、「兵庫県電子入札共同運営システム利用規約」及び「兵庫県電子入札共同運営システム阪神水道企業団運用基準」に従って行う。

平成24年10月9日

阪神水道企業団
 企業長 山 中 敦

1 入札に付する事項

- (1) 起工番号 改施第2号
 工事名 情報通信設備取替工事
- (2) 工事場所 大道取水場（大阪市東淀川区大道南2丁目9番20号）
 淀川取水場（大阪市淀川区西中島2丁目1番27号）
 猪名川浄水場（尼崎市田能5丁目11番1号）
 尼崎浄水場（尼崎市南塚口町4丁目5番65号）
 甲東ポンプ場（西宮市上大市3丁目2番53号）
 水質試験所（尼崎市田能5丁目11番1号）
 本庁舎（神戸市東灘区西岡本3丁目20番1号）
 篠原量水池、住吉配水池、本山配水池、奥山配水池、芦屋調整池、
 越木岩受水池、越水浄水場及び甲山調整池
- (3) 工事概要 本庁舎及び各事業場間で使用している情報通信設備（電話設備、ネットワーク装置）の取替え及び録音サーバ、ネットワーク機器用無停電電源装置、配水池にIP電話機の設置を行うもので、これらの主要機器、ソフトウェア等の設計製作及び機器撤去・据付け、電線路布設・配線工事、付帯工事並びに試験調整に係わる一切を行うものである。
- (4) 工事期間 契約締結日の翌日から平成25年3月22日(金)まで
- (5) 支払方法 完成払い

- (6) 前金払 なし
- (7) 予定価格 事後公表
- (8) 最低制限価格 設定なし
- 2 応募方法 単独企業による。
- 3 入札参加資格
次に掲げる事項のいずれにも該当すること。
- (1) 阪神水道企業団（以下「企業団」という。）における平成23・24年度競争入札参加資格（登録工種：電気通信工事）を有していること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する入札参加資格制限に該当しないこと。
- (3) 企業団指名停止基準（以下「指名停止基準」という。）に基づく指名停止を、入札参加申込日から開札日までの間に受けていないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること（会社更生法に基づく更生手続開始の決定又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定があった場合を除く。）。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員が役員又は代表者として、若しくは実質的に経営に関与している団体、役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団又は暴力団員（以下「暴力団等」という。）に金銭的な援助を行っている団体、その他暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有している団体ではないこと。
- (6) 平成14年度以降に国及び地方公共団体若しくはこれらに準ずる機関発注工事の元請として、仕様書に記す情報通信設備で同程度の回線数の既存の設備を運用しながらの取替工事の施工実績を有すること。
- 4 入札に必要な書類の交付
企業団ホームページ（<http://www.hansui.or.jp/>）「入札・契約情報」内の当該入札公告ページ（以下「入札公告ページ」という。）からダウンロードすること。
- 5 設計図書に関する質問
設計図書に関して質問があるときは、電子入札システム上の質問回答機能によらず、次のとおり電子メール（任意様式）により受け付ける。
- (1) 受付期限 平成24年10月12日(金) 午後5時00分まで
- (2) 送信先 阪神水道企業団 総務部総務課契約係 宛
E-mail keiyaku@hansui.or.jp
- (3) 回答日 平成24年10月17日(水)に入札公告ページに掲載する。
- 6 入札参加申込方法
入札参加を希望する者は、次のとおり入札参加に必要な書類を電子入札システムにより送信すること。
- (1) 提出書類
ア 条件付き一般競争入札参加申込書（様式第1号。申込者の印を押印のこと。）
イ 添付書類
ア 同種又は類似工事の施工実績（様式第2号）
イ 建設業の許可及び経営事項審査結果（様式第4号）
- (2) 留意事項 添付書類のファイル容量が1MBを超える場合は、電子入札システム上で資料目録（様式第6号）を送信し、添付書類を次の電子メールアドレス宛に送信又は持参により提出すること。
阪神水道企業団 総務部総務課契約係 宛
E-mail keiyaku@hansui.or.jp
- (3) 受付期間 公告日から平成24年10月22日(月)まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く）

く。)電子入札システムの稼働時間内(午前9時00分から午後8時00分。ただし、最終日は午後5時00分まで)

- 7 紙入札(紙の入札書を提出して行う入札をいう。以下同じ。)による入札参加申込方法やむを得ない事情により電子入札システムを使用して入札に参加できない場合は、次のとおり紙入札参加に必要な書類を持参により提出すること。郵送は認めない。
 - (1) 提出書類
 - ア 紙入札参加承認願(様式第5号。電子入札システムを使用できない理由を記載のこと。)
 - イ 上記6(1)に示す提出書類
 - (2) 受付期間 公告日から平成24年10月22日(月)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)毎日午前9時30分から午後4時30分まで(午前11時30分から午後1時30分までを除く。)
 - (3) 提出場所 本庁舎 3階 総務部総務課契約係
神戸市東灘区西岡本3丁目20番1号
- 8 入札書提出期間及び方法
 - (1) 電子入札システムにより入札する場合
 - ア 提出期間 第1日目 平成24年10月24日(水) 午前9時00分から午後8時00分まで
第2日目 平成24年10月25日(木) 午前9時00分から午後3時00分まで
 - イ 方法 電子入札システムにより、入札書に工事費内訳書(設計書様式第3号の2甲及び乙に示す様式)を添付して送信すること。入札書、入札書受信確認通知及び入札書受付票は控えとして印刷し保存すること。
 - (2) 紙入札により入札する場合(紙入札の承認を得た場合に限る。)
 - ア 提出期限 入札日第2日目の午後3時00分まで
 - イ 方法 本庁舎3階総務部総務課契約係まで入札書及び工事費内訳書を持参により提出すること。郵送は認めない。
- 9 開札日時、場所及び落札候補者決定の方法
 - (1) 開札日時 平成24年10月26日(金) 午前11時30分から
 - (2) 落札候補者の決定方法
 - ア 入札金額が企業団の定めた予定価格の範囲内で、最低の価格をもって入札した者(以下「最低価格入札者」という。)を落札候補者とし、落札の決定を保留する。
 - イ 同価による最低価格入札者が2者以上いるときは、電子入札システムの抽選機能により落札候補者を決定する。
 - ウ 再入札は原則1回とする。再入札に参加する者は、再入札通知書発行後30分以内に入札書を再度送信すること。同時刻までに再入札がない者は入札を辞退したものとみなす。
 - (3) 開札結果の通知
開札後、開札結果に応じて、次の通知書を電子入札システムにより発行するので、その内容を確認し、印刷して保存すること。
 - ア 落札候補者がある場合 「調査・保留通知書」
 - イ 入札を打ち切る場合 「取止め通知書」
 - ウ 再入札の場合 「再入札通知書」
- 10 落札候補者に対する入札参加資格の審査及び落札者の決定
 - (1) 入札参加資格の審査結果により、落札候補者の取扱いは次のいずれかによるものとする。
 - ア 落札候補者が入札参加資格を有する者であることを確認した場合は、その者を落札者と決定する。

イ 落札候補者が入札参加資格を有しない者であることを確認した場合は、当該落札候補者の入札を無効とする。この場合、当該落札候補者以外の者のうち最低の価格をもって入札した者を新たに落札候補者とし、入札参加資格の審査を行う。以後、落札者が決定するまで同様の手続を繰り返す。

(2) 審査の結果、落札候補者の入札を無効にした場合には、入札を無効にした理由を付して当該落札候補者に通知する。

(3) 落札候補者は、正当な理由がある場合を除き、落札者となることを辞退することができない。

11 入札保証金
免除

12 契約保証金

保険会社との間に企業団を被保険者とする履行保証保険契約（定額てん補、付保割合100分の5以上）を締結し、その証書を提出すること。

13 入札の無効

次のいずれかに該当する入札書は無効とする。

(1) 入札者及びその代理人が他の入札の代理人となり、又は数人共同して入札をしたとき。

(2) 入札者の資格のない者が入札したとき。

(3) この入札に参加する複数の者の関係が、以下のアからウまでのいずれかに該当する場合には、該当する者のした入札（該当する者が、共同企業体の代表者以外の構成員である場合の入札を除く。）は全て無効とする。ただし、該当する者の1者を除く全てが入札を辞退した場合には、残る1者の入札は無効とはならない。

ア 資本関係

以下のいずれかに該当する2者の場合。ただし、子会社（会社法第2条第3号及び会社法施行規則第3条の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は子会社の一方が会社更生法第2条第7項に規定する更生会社（以下「更生会社」という。）又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社である場合は除く。

(ア) 親会社（会社法第2条第4号及び会社法施行規則第3条の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合

(イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ 人的関係

以下のいずれかに該当する2者の場合。ただし、(ア)については、会社の一方が更生会社又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社である場合は除く。

(ア) 一方の会社の代表権を有する者（個人商店の場合は代表者。以下同じ。）が、他方の会社の代表権を有する者を現に兼ねている場合

(イ) 一方の会社の代表権を有する者が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

ウ その他の入札の適正さが阻害されると認められる場合

(ア) その他上記ア又はイと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

(イ) 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条に規定する中小企業等協同組合とその組合員の関係にある場合

(4) 前各号に掲げる者のほか、特に指定した事項に違反したとき。

14 契約に関する条件

契約金額（消費税込）が200万円を超える場合には、落札者が暴力団でないこと等についての誓約書等を契約締結以前に提出すること。

15 その他留意事項

(1) 提出された書類の作成に要する費用は、入札参加者の負担とする。

- (2) 提出された書類は返却しない。
- (3) 提出された書類に虚偽の記載をした者は、指名停止基準により6箇月の指名停止となり、その者のした入札は無効とする。
- (4) 入札者は開札後、本公告及び関係法令等の入札条件の不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできない。
- (5) 契約を締結した者は、この建設工事の一部について締結する請負契約及び資材又は原材料の購入契約その他のこの契約の履行に伴い締結する契約（以下「下請契約等」という。）を締結する場合において、その契約金額（同一の者と複数の下請契約等を締結する場合は、その合計金額）が200万円を超えるときには、その相手方が暴力団でないこと等についての誓約書を提出させ、当該契約書の写し（「暴力団排除に関する特約」第3項の規定によりこの項に準じて下請契約等に定めた規定により提出させた誓約書の写しを含む。）を企業団に提出すること。

本件入札に関する問い合わせ先
 阪神水道企業団 総務部総務課契約係
 〒658-0073 兵庫県神戸市東灘区西岡本3丁目20番1号
 電 話 (078)431-1902 (直通)
 F A X (078)431-2664

阪神水道企業団公告

事後審査型条件付き一般競争入札により契約を締結するので、次のとおり公告する。

本入札案件は兵庫県電子入札共同運営システム（以下「電子入札システム」という。）を利用して行う電子入札案件であり、入札に関する手続については、「兵庫県電子入札共同運営システム利用規約」及び「兵庫県電子入札共同運営システム阪神水道企業団運用基準」に従って行う。

平成24年10月9日

阪神水道企業団
 企業長 山 中 敦

1 入札に付する事項

- (1) 起工番号 工管事第39号
 工事名 導送配水ポンプ用電動機及び空気冷却器点検整備工事
- (2) 工事場所 大道取水場（大阪市東淀川区大道南2丁目9番20号）
 猪名川浄水場（尼崎市田能5丁目11番1号）
 尼崎浄水場（尼崎市南塚口町4丁目5番65号）
- (3) 工事概要 導送配水ポンプ用電動機（大道取水場3台、猪名川浄水場4台及び
 尼崎浄水場1台）及び空気冷却器の点検整備を行う。
- (4) 工事期間 契約締結日の翌日から平成25年3月22日(金)まで
- (5) 支払方法 完成払い
- (6) 前金払 なし
- (7) 予定価格 事後公表
- (8) 最低制限価格 設定なし

2 応募方法 単独企業による。

3 入札参加資格

次に掲げる事項のいずれにも該当すること。

- (1) 阪神水道企業団（以下「企業団」という。）における平成23・24年度競争入札参加資格（登録工種：電気工事）を有していること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する入札参加資格制限に該当しないこと。
- (3) 企業団指名停止基準（以下「指名停止基準」という。）に基づく指名停止を、入札参

加申込日から開札日までの間に受けていないこと。

- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること（会社更生法に基づく更生手続開始の決定又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定があった場合を除く。）。
 - (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員が役員又は代表者として、若しくは実質的に経営に参与している団体、役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団又は暴力団員（以下「暴力団等」という。）に金銭的な援助を行っている団体、その他暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有している団体ではないこと。
 - (6) 平成14年度以降に国及び地方公共団体若しくはこれらに準ずる機関発注工事の元請けとして、仕様書に記す同じ種類で同程度の出力の電動機の点検整備並びに水冷式の空気冷却器の点検整備の施工実績を有すること。
- 4 入札に必要な書類の交付
- 企業団ホームページ（<http://www.hansui.or.jp/>）「入札・契約情報」内の当該入札公告ページ（以下「入札公告ページ」という。）からダウンロードすること。
- 5 設計図書に関する質問
- 設計図書に関して質問があるときは、電子入札システム上の質問回答機能によらず、次のとおり電子メール（任意様式）により受け付ける。
- (1) 受付期限 平成24年10月12日(金) 午後5時00分まで
 - (2) 送信先 阪神水道企業団 総務部総務課契約係 宛
E-mail keiyaku@hansui.or.jp
 - (3) 回答日 平成24年10月17日(水)に入札公告ページに掲載する。
- 6 入札参加申込方法
- 入札参加を希望する者は、次のとおり入札参加に必要な書類を電子入札システムにより送信すること。
- (1) 提出書類
ア 条件付き一般競争入札参加申込書（様式第1号。申込者の印を押印のこと。）
イ 添付書類
ア 同種又は類似工事の施工実績（様式第2号）
イ 建設業の許可及び経営事項審査結果（様式第4号）
 - (2) 留意事項 添付書類のファイル容量が1MBを超える場合は、電子入札システム上で資料目録（様式第6号）を送信し、添付書類を次の電子メールアドレス宛に送信又は持参により提出すること。
阪神水道企業団 総務部総務課契約係 宛
E-mail keiyaku@hansui.or.jp
 - (3) 受付期間 公告日から平成24年10月22日(月)まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）電子入札システムの稼働時間内（午前9時00分から午後8時00分。ただし、最終日は午後5時00分時まで）
- 7 紙入札（紙の入札書を提出して行う入札をいう。以下同じ。）による入札参加申込方法やむを得ない事情により電子入札システムを使用して入札に参加できない場合は、次のとおり紙入札参加に必要な書類を持参により提出すること。郵送は認めない。
- (1) 提出書類
ア 紙入札参加承認願（様式第5号。電子入札システムを使用できない理由を記載のこと。）
イ 上記6(1)に示す提出書類
 - (2) 受付期間 公告日から平成24年10月22日(月)まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）毎日午前9時30分から午後4時30分まで（午前11時30分から午後

1時30分までを除く。)

- (3) 提出場所 本庁舎 3階 総務部総務課契約係
神戸市東灘区西岡本3丁目20番1号

8 入札書提出期間及び方法

(1) 電子入札システムにより入札する場合

ア 提出期間 第1日目 平成24年10月24日(水) 午前9時00分時から午後8時00分まで

第2日目 平成24年10月25日(木) 午前9時00分から午後3時00分まで

イ 方法 電子入札システムにより、入札書に工事費内訳書(設計書様式第3号の2甲及び乙に示す様式)を添付して送信すること。入札書、入札書受信確認通知及び入札書受付票は控えとして印刷し保存すること。

(2) 紙入札により入札する場合(紙入札の承認を得た場合に限る。)

ア 提出期限 入札日第2日目の午後3時00分まで

イ 方法 本庁舎3階総務部総務課契約係まで入札書及び工事費内訳書を持参により提出すること。郵送は認めない。

9 開札日時、場所及び落札候補者決定の方法

(1) 開札日時 平成24年10月26日(金) 午後1時30分から

(2) 落札候補者の決定方法

ア 入札金額が企業団の定めた予定価格の範囲内で、最低の価格をもって入札した者(以下「最低価格入札者」という。)を落札候補者とし、落札の決定を保留する。

イ 同価による最低価格入札者が2者以上いるときは、電子入札システムの抽選機能により落札候補者を決定する。

ウ 再入札は原則1回とする。再入札に参加する者は、再入札通知書発行後30分以内に入札書を再度送信すること。同時刻までに再入札がない者は入札を辞退したものとみなす。

(3) 開札結果の通知

開札後、開札結果に応じて、次の通知書を電子入札システムにより発行するので、その内容を確認し、印刷して保存すること。

ア 落札候補者がある場合 「調査・保留通知書」

イ 入札を打ち切る場合 「取止め通知書」

ウ 再入札の場合 「再入札通知書」

10 落札候補者に対する入札参加資格の審査及び落札者の決定

(1) 入札参加資格の審査結果により、落札候補者の取扱いは次のいずれかによるものとする。

ア 落札候補者が入札参加資格を有する者であることを確認した場合は、その者を落札者と決定する。

イ 落札候補者が入札参加資格を有しない者であることを確認した場合は、当該落札候補者の入札を無効とする。この場合、当該落札候補者以外の者のうち最低の価格をもって入札した者を新たに落札候補者とし、入札参加資格の審査を行う。以後、落札者が決定するまで同様の手続を繰り返す。

(2) 審査の結果、落札候補者の入札を無効にした場合には、入札を無効にした理由を付して当該落札候補者に通知する。

(3) 落札候補者は、正当な理由がある場合を除き、落札者となることを辞退することができない。

11 入札保証金

免除

12 契約保証金

保険会社との間に企業団を被保険者とする履行保証保険契約（定額てん補、付保割合100分の5以上）を締結し、その証書を提出すること。

13 入札の無効

次のいずれかに該当する入札書は無効とする。

- (1) 入札者及びその代理人が他の入札の代理人となり、又は数人共同して入札をしたとき。
- (2) 入札者の資格のない者が入札したとき。
- (3) この入札に参加する複数の者の関係が、以下のアからウまでのいずれかに該当する場合には、該当する者のした入札（該当する者が、共同企業体の代表者以外の構成員である場合の入札を除く。）は全て無効とする。ただし、該当する者の1者を除く全てが入札を辞退した場合には、残る1者の入札は無効とはならない。

ア 資本関係

以下のいずれかに該当する2者の場合。ただし、子会社（会社法第2条第3号及び会社法施行規則第3条の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は子会社の一方が会社更生法第2条第7項に規定する更生会社（以下「更生会社」という。）又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社である場合は除く。

(ア) 親会社（会社法第2条第4号及び会社法施行規則第3条の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合

(イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ 人的関係

以下のいずれかに該当する2者の場合。ただし、(ア)については、会社の一方が更生会社又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社である場合は除く。

(ア) 一方の会社の代表権を有する者（個人商店の場合は代表者。以下同じ。）が、他方の会社の代表権を有する者を現に兼ねている場合

(イ) 一方の会社の代表権を有する者が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

ウ その他の入札の適正さが阻害されると認められる場合

(ア) その他上記ア又はイと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

(イ) 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条に規定する中小企業等協同組合とその組合員の関係にある場合

- (4) 前各号に掲げる者のほか、特に指定した事項に違反したとき。

14 契約に関する条件

契約金額（消費税込）が200万円を超える場合には、落札者が暴力団でないこと等についての誓約書等を契約締結以前に提出すること。

15 その他留意事項

- (1) 提出された書類の作成に要する費用は、入札参加者の負担とする。
- (2) 提出された書類は返却しない。
- (3) 提出された書類に虚偽の記載をした者は、指名停止基準により6箇月の指名停止となり、その者のした入札は無効とする。
- (4) 入札者は開札後、本公告及び関係法令等の入札条件の不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできない。
- (5) 契約を締結した者は、この建設工事の一部について締結する請負契約及び資材又は原材料の購入契約その他のこの契約の履行に伴い締結する契約（以下「下請契約等」という。）を締結する場合において、その契約金額（同一の者と複数の下請契約等を締結する場合は、その合計金額）が200万円を超えるときには、その相手方が暴力団でないこと等についての誓約書を提出させ、当該契約書の写し（「暴力団排除に関する特約」第3項の規定によりこの項に準じて下請契約等に定めた規定により提出させた誓

約書の写しを含む。)を企業団に提出すること。

本件入札に関する問い合わせ先
阪神水道企業団 総務部総務課契約係
〒658-0073 兵庫県神戸市東灘区西岡本3丁目20番1号
電話(078)431-1902(直通)
FAX(078)431-2664

阪神水道企業団公告

郵便応募型条件付き一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「自治令」という。)第167条の6及び阪神水道企業団契約規程(昭和42年管理規程第1号)第4条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成24年10月9日

阪神水道企業団
企業長 山中 敦

1 入札に付する事項

- | | |
|------------|--|
| (1) 起工番号 | 工送第9号 |
| 工事名 | 次亜塩素酸ナトリウム注入設備点検整備工事 |
| (2) 工事場所 | 甲東ポンプ場(西宮市上大市3丁目2番53号)
西宮ポンプ場(西宮市室川町2番32号) |
| (3) 工事概要 | 次亜塩素酸ナトリウム注入設備の点検整備を行う。
電動コントロール弁(15×10A、15×5A)
電磁流量計変換器
次亜注入ポンプ(8.5ml/min, 0.1MPa) |
| (4) 工事期間 | 契約締結日の翌日から90日間とする。 |
| (5) 支払方法 | 完成払い |
| (6) 前金払 | なし |
| (7) 予定価格 | 事後公表 |
| (8) 最低制限価格 | 設定なし |

2 応募方法 単独企業による。

3 入札参加資格

次に掲げる事項のいずれにも該当すること。

- (2) 阪神水道企業団(以下「企業団」という。)における平成23・24年度競争入札参加資格(登録工種:機械器具設置工事)を有していること。
- (2) 自治令第167条の4に規定する入札参加資格制限に該当しないこと。
- (3) 企業団指名停止基準(以下「指名停止基準」という。)に基づく指名停止を、入札参加申込日から開札日までの間に受けていないこと。
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること(会社更生法に基づく更生手続開始の決定又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定があった場合を除く。)
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員が役員又は代表者として、若しくは実質的に経営に関与している団体、役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団又は暴力団員(以下「暴力団等」という。)に金銭的な援助を行っている団体、その他暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有している団体ではないこと。
- (6) 平成14年度以降に国、地方公共団体若しくはこれらに準ずる機関発注工事の元請として、仕様書に記す次亜塩素酸ナトリウム注入設備と同等設備の点検整備の施工実績

を有すること。

4 入札に必要な書類の交付

企業団ホームページ (<http://www.hansui.or.jp/>) 「入札・契約情報」内の当該入札公告ページ（以下「入札公告ページ」という。）からダウンロードすること。ダウンロードできない環境にある場合は、総務課契約係（本庁舎3階）で配付するので、事前に連絡すること（電話(078)431-1902（直通））。

5 設計図書に関する質問

設計図書に関して質問があるときは、次のとおり電子メール（任意様式）により受け付ける。ただし、電子メールできない環境にある場合は、FAX（(078)431-2664）により提出すること。

(1) 受付期限 平成24年10月17日(水) 午後5時00分まで

(2) 送信先 阪神水道企業団 総務部総務課契約係 宛
E-mail keiyaku@hansui.or.jp

(3) 回答日 平成24年10月22日(月)に入札公告ページに掲載する。ただし、入札公告ページにて確認出来ない場合は、FAXにより回答する。

6 入札（郵便入札）参加申込方法

入札参加を希望する者は、次のとおり入札参加に必要な書類を一般書留、簡易書留及び特定記録郵便のいずれかの方法にて郵送すること（詳細は別紙「郵便応募型入札の手引き」を参照）。

(1) 提出書類

ア 郵便応募型条件付き一般競争入札参加申込書（様式第1号）

イ 入札書（指定様式で、日付は開札日を記入すること。）

ウ 同種又は類似工事の施工実績（様式第2号）

エ 建設業の許可及び経営事項審査結果（様式第4号）

(2) 提出部数

ア 1部

イ 封筒は、1件につき1件限りとする。また、封筒に入札書を2通以上入れた場合は全ての入札書を無効とする。

(3) 送付先 〒658-0073

神戸西岡本郵便局留

阪神水道企業団総務課契約係 宛

(4) 受付期間 公告日から平成24年10月26日(金)まで（必着）

7 開札の日時、場所等

(3) 日時 平成24年10月29日(月) 午後1時30分から

(4) 場所 神戸市東灘区西岡本3丁目20番1号

阪神水道企業団 本庁舎1階 第2会議室

(3) 開札の立会い 開札の立ち会いを希望する者は、開札立会申込書を提出すること。

8 入札参加資格の審査及び落札者の決定

(1) 開札は指定する郵便方法で郵送された封筒が未開封であることを立会人が確認した後に行う。

(2) 入札参加者は開札に立ち会うことができる。入札参加者から立会人が居ない場合は契約事務に関係のない企業団職員が行う。

(3) 入札金額が企業団の定めた予定価格の範囲内で、かつ最低制限価格以上であるもののうち、最低の価格をもって入札した者（以下「最低価格入札者」という。）を落札候補者とし、落札の決定を保留する。

(4) 落札の決定を保留した後、落札候補者が入札参加資格を有する者であるかを審査する。

(5) 同価による最低価格入札者が2者以上ある時は、立会人がくじ引きによって審査順位を決定する。この場合において、最低価格入札者が立会人として参加している場合

はその者にくじを引かせ、参加していない場合は契約事務に関係のない企業団職員にくじを引かせるものとする。

(6) 再入札は行わない。

(7) 予定価格以下の価格をもって入札した者がいないときは、当該入札において最低の価格をもって入札した者と随意契約に移行するものとする。

(8) 審査の結果により、落札候補者の取扱いは次のいずれかによるものとする。

ア 落札候補者が入札参加資格を有する者であることを確認した場合は、その者を落札者とし、直ちに落札決定を電話又は書面で通知し、契約を締結するものとする。

イ 落札候補者が入札参加資格を有しない者であることを確認した場合は、その者の入札を無効とする。この場合、最低価格入札者以外の者のうち最低の価格をもって入札した者を新たに落札候補者とし、入札参加資格の審査を行う。以後、落札者が決定するまで同様の手続を繰り返す。

(9) 入札参加資格の審査の結果、落札候補者の入札を無効にした場合には、入札を無効にした理由を付して当該落札候補者に通知する。

(10) 開札後落札決定までに、落札候補者がいずれかの入札参加資格要件を満たさなくなった場合は入札参加資格を有しない者とみなし無効とする。

(11) 落札候補者となった者は、正当な理由がある場合を除き、落札者となることを辞退することができない。

9 入札保証金

免除

10 契約保証金

保険会社との間に企業団を被保険者とする履行保証保険契約（定額てん補、付保割合100分の5以上）を締結し、その証書を提出すること。

11 入札の無効

次のいずれかに該当する入札書は無効とする。

(1) 入札者の資格のない者が入札したとき。

(2) この入札に参加する複数の者の関係が、以下のアからウまでのいずれかに該当する場合には、該当する者のした入札（該当する者が、共同企業体の代表者以外の構成員である場合の入札を除く。）は全て無効とする。ただし、該当する者の1者を除く全てが入札を辞退した場合には、残る1者の入札は無効とはならない。

ア 資本関係

以下のいずれかに該当する2者の場合。ただし、子会社（会社法第2条第3号及び会社法施行規則第3条の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は子会社の一方が会社更生法第2条第7項に規定する更生会社（以下「更生会社」という。）又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社である場合は除く。

(ア) 親会社（会社法第2条第4号及び会社法施行規則第3条の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合

(イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ 人的関係

以下のいずれかに該当する2者の場合。ただし、(ア)については、会社の一方が更生会社又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社である場合は除く。

(ア) 一方の会社の代表権を有する者（個人商店の場合は代表者。以下同じ。）が、他方の会社の代表権を有する者を現に兼ねている場合

(イ) 一方の会社の代表権を有する者が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

ウ その他の入札の適正さが阻害されると認められる場合

(ア) その他上記ア又はイと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

(イ) 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条に規定する中小企業等協同組合とその組合員の関係にある場合

- (3) 持参及び指定した郵送方法以外（普通郵便、速達、小包郵便、宅急便等）の方法による入札
- (4) 封筒に記載の案件名と同封している入札書に記載された案件名が異なるもの
- (5) 期限までに所定の場所に到達しなかった入札書
- (6) 封筒に封印のないもの
- (7) 入札書の様式が指定様式でない入札書
- (8) 記名及び押印のない入札書
- (9) 入札参加申込者印と異なる印を押印した入札書
- (10) 入札金額が加除訂正されている入札書
- (11) 誤字、脱字等により意思表示が明確でない入札書
- (12) 記載した文字を容易に消すことの出来る筆記用具を用いて記載した入札書
- (13) 記載事項を訂正し、訂正印のない入札書
- (14) 同一の入札書に2件以上の入札事項を連記したもの
- (15) 同一人物が入札した2通以上の入札書
- (16) 連合その他不正の行為があったと認められる入札書
- (17) その他入札に関する条件に違反したと認められる者のした入札書
- (18) 当該入札に関係のないことが記入されているもの

12 契約に関する条件

契約金額（消費税込）が200万円を超える場合には、落札者が暴力団でないこと等についての誓約書等を契約締結以前に提出すること。

13 その他留意事項

- (1) 提出された書類の作成に要する費用は、提出者の負担とする。
- (2) 提出された書類は返還しない。
- (3) 提出された書類に虚偽の記載をした者は、指名停止基準により6箇月の指名停止となり、その者のした入札は無効とする。
- (4) 入札者は開札後、本公告及び関係法令等の入札条件の不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできない。
- (5) 郵便事故等により入札書が企業団へ到達しなかったことに対する異議を申し立てることはできない。
- (6) 契約を締結した者は、この建設工事の一部について締結する請負契約及び資材又は原材料の購入契約その他のこの契約の履行に伴い締結する契約（以下「下請契約等」という。）を締結する場合において、その契約金額（同一の者と複数の下請契約等を締結する場合は、その合計金額）が200万円を超えるときには、その相手方が暴力団でないこと等についての誓約書を提出させ、当該契約書の写し（「暴力団排除に関する特約」第3項の規定によりこの項に準じて下請契約等に定めた規定により提出させた誓約書の写しを含む。）を企業団に提出すること。

本件入札に関する問い合わせ先

阪神水道企業団 総務部総務課契約係

〒658-0073 兵庫県神戸市東灘区西岡本3丁目20番1号

電話(078)431-1902（直通）

F A X (078)431-2664

阪神水道企業団公告

郵便応募型条件付き一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治令」という。）第167条の6及び阪神水道企業団契約規程（昭和42年管理規程第1号）第4条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成24年10月9日

阪神水道企業団
企業長 山中 敦

1 入札に付する事項

- (1) 起工番号 工管事第46号及び工水第3号
工事名 本館及び設備棟清掃工事
- (2) 工事場所 大道取水場（大阪市東淀川区大道南2丁目9番20号）
淀川取水場（大阪市淀川区西中島2丁目1番27号）
猪名川浄水場（尼崎市田能5丁目11番1号）
尼崎浄水場（尼崎市南塚口町4丁目5番65号）
水質試験所（尼崎市田能5丁目11番1号）
- (3) 工事概要 上記工事場所の本館及び設備棟の清掃並びに換気フィルタの清掃を行う。
- (4) 工事期間 契約締結日の翌日から平成25年3月15日(金)まで
- (5) 支払方法 完成払い
- (6) 前金払 なし
- (7) 予定価格 事後公表
- (8) 最低制限価格 設定なし

2 応募方法 単独企業による。

3 入札参加資格

次に掲げる事項のいずれにも該当すること。

- (3) 阪神水道企業団（以下「企業団」という。）における平成23・24年度競争入札参加資格（役務：清掃）を有していること。
- (2) 自治令第167条の4に規定する入札参加資格制限に該当しないこと。
- (3) 企業団指名停止基準（以下「指名停止基準」という。）に基づく指名停止を、入札参加申込日から開札日までの間に受けていないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること（会社更生法に基づく更生手続開始の決定又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定があった場合を除く。）。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員が役員又は代表者として、若しくは実質的に経営に参与している団体、役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団又は暴力団員（以下「暴力団等」という。）に金銭的な援助を行っている団体、その他暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有している団体ではないこと。

4 入札に必要な書類の交付

企業団ホームページ（<http://www.hansui.or.jp/>）「入札・契約情報」内の当該入札公告ページ（以下「入札公告ページ」という。）からダウンロードすること。ダウンロードできない環境にある場合は、総務課契約係（本庁舎3階）で配付するので、事前に連絡すること（電話(078)431-1902（直通））。

5 設計図書に関する質問

設計図書に関して質問があるときは、次のとおり電子メール（任意様式）により受け付ける。ただし、電子メールできない環境にある場合は、FAX（(078)431-2664）により提出すること。

- (1) 受付期限 平成24年10月17日(水) 午後5時00分まで
- (2) 送信先 阪神水道企業団 総務部総務課契約係 宛
E-mail keiyaku@hansui.or.jp
- (3) 回答日 平成24年10月22日(月)に入札公告ページに掲載する。ただし、入札公

告ページにて確認出来ない場合は、FAXにより回答する。

6 入札（郵便入札）参加申込方法

入札参加を希望する者は、次のとおり入札参加に必要な書類を一般書留、簡易書留及び特定記録郵便のいずれかの方法にて郵送すること（詳細は別紙「郵便応募型入札の手引き」を参照）。

(1) 提出書類

- ア 郵便応募型条件付き一般競争入札参加申込書（様式第1号）
- イ 入札書（指定様式で、日付は開札日を記入すること。）
- ウ 同種又は類似工事の施工実績（様式第2号）

(2) 提出部数

- ア 1部
- イ 封筒は、1件につき1件限りとする。また、封筒に入札書を2通以上入れた場合は全ての入札書を無効とする。

(3) 送付先

〒658-0073
神戸西岡本郵便局留
阪神水道企業団総務課契約係 宛

(4) 受付期間

公告日から平成24年10月26日(金)まで（必着）

7 開札の日時、場所等

(5) 日 時 平成24年10月29日(月) 午後1時45分から

(6) 場 所 神戸市東灘区西岡本3丁目20番1号
阪神水道企業団 本庁舎1階 第2会議室

(3) 開札の立会い 開札の立ち会いを希望する者は、開札立会申込書を提出すること。

8 入札参加資格の審査及び落札者の決定

(1) 開札は指定する郵便方法で郵送された封筒が未開封であることを立会人が確認した後に行う。

(2) 入札参加者は開札に立ち会うことができる。入札参加者から立会人が居ない場合は契約事務に関係のない企業団職員が行う。

(3) 入札金額が企業団の定めた予定価格の範囲内で、かつ最低制限価格以上であるもののうち、最低の価格をもって入札した者（以下「最低価格入札者」という。）を落札候補者とし、落札の決定を保留する。

(4) 落札の決定を保留した後、落札候補者が入札参加資格を有する者であることを審査する。

(5) 同価による最低価格入札者が2者以上ある時は、立会人がくじ引きによって審査順位を決定する。この場合において、最低価格入札者が立会人として参加している場合はその者にくじを引かせ、参加していない場合は契約事務に関係のない企業団職員にくじを引かせるものとする。

(6) 再入札は行わない。

(7) 予定価格以下の価格をもって入札した者がいないときは、当該入札において最低の価格をもって入札した者と随意契約に移行するものとする。

(8) 審査の結果により、落札候補者の取扱いは次のいずれかによるものとする。

ア 落札候補者が入札参加資格を有する者であることを確認した場合は、その者を落札者とし、直ちに落札決定を電話又は書面で通知し、契約を締結するものとする。

イ 落札候補者が入札参加資格を有しない者であることを確認した場合は、その者の入札を無効とする。この場合、最低価格入札者以外の者のうち最低の価格をもって入札した者を新たに落札候補者とし、入札参加資格の審査を行う。以後、落札者が決定するまで同様の手続を繰り返す。

(9) 入札参加資格の審査の結果、落札候補者の入札を無効にした場合には、入札を無効にした理由を付して当該落札候補者に通知する。

(10) 開札後落札決定までに、落札候補者がいずれかの入札参加資格要件を満たさなくな

った場合は入札参加資格を有しない者とみなし無効とする。

- (11) 落札候補者となった者は、正当な理由がある場合を除き、落札者となることを辞退することができない。

9 入札保証金

免除

10 契約保証金

保険会社との間に企業団を被保険者とする履行保証保険契約（定額てん補、付保割合100分の5以上）を締結し、その証書を提出すること。

11 入札の無効

次のいずれかに該当する入札書は無効とする。

- (1) 入札者の資格のない者が入札したとき。
(2) この入札に参加する複数の者の関係が、以下のアからウまでのいずれかに該当する場合には、該当する者のした入札（該当する者が、共同企業体の代表者以外の構成員である場合の入札を除く。）は全て無効とする。ただし、該当する者の1者を除く全てが入札を辞退した場合には、残る1者の入札は無効とはならない。

ア 資本関係

以下のいずれかに該当する2者の場合。ただし、子会社（会社法第2条第3号及び会社法施行規則第3条の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は子会社の一方が会社更生法第2条第7項に規定する更生会社（以下「更生会社」という。）又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社である場合は除く。

(ア) 親会社（会社法第2条第4号及び会社法施行規則第3条の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合

(イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ 人的関係

以下のいずれかに該当する2者の場合。ただし、(ア)については、会社の一方が更生会社又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社である場合は除く。

(ア) 一方の会社の代表権を有する者（個人商店の場合は代表者。以下同じ。）が、他方の会社の代表権を有する者を現に兼ねている場合

(イ) 一方の会社の代表権を有する者が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

ウ その他の入札の適正さが阻害されると認められる場合

(ア) その他上記ア又はイと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

(イ) 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条に規定する中小企業等協同組合とその組合員の関係にある場合

- (3) 持参及び指定した郵送方法以外（普通郵便、速達、小包郵便、宅急便等）の方法による入札

(4) 封筒に記載の案件名と同封している入札書に記載された案件名が異なるもの

(5) 期限までに所定の場所に到達しなかった入札書

(6) 封筒に封印のないもの

(7) 入札書の様式が指定様式でない入札書

(8) 記名及び押印のない入札書

(9) 入札参加申込者印と異なる印を押印した入札書

(10) 入札金額が加除訂正されている入札書

(11) 誤字、脱字等により意思表示が明確でない入札書

(12) 記載した文字を容易に消すことの出来る筆記用具を用いて記載した入札書

(13) 記載事項を訂正し、訂正印のない入札書

(14) 同一の入札書に2件以上の入札事項を連記したもの

- (15) 同一人物が入札した2通以上の入札書
 (16) 連合その他不正の行為があったと認められる入札書
 (17) その他入札に関する条件に違反したと認められる者のした入札書
 (18) 当該入札に関係のないことが記入されているもの
- 12 契約に関する条件
 契約金額（消費税込）が200万円を超える場合には、落札者が暴力団でないこと等についての誓約書等を契約締結以前に提出すること。
- 13 その他留意事項
- (1) 提出された書類の作成に要する費用は、提出者の負担とする。
 (2) 提出された書類は返還しない。
 (3) 提出された書類に虚偽の記載をした者は、指名停止基準により6箇月の指名停止となり、その者のした入札は無効とする。
 (4) 入札者は開札後、本公告及び関係法令等の入札条件の不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできない。
 (5) 郵便事故等により入札書が企業団へ到達しなかったことに対する異議を申し立てることはできない。
 (6) 契約を締結した者は、この建設工事の一部について締結する請負契約及び資材又は原材料の購入契約その他のこの契約の履行に伴い締結する契約（以下「下請契約等」という。）を締結する場合において、その契約金額（同一の者と複数の下請契約等を締結する場合は、その合計金額）が200万円を超えるときには、その相手方が暴力団でないこと等についての誓約書を提出させ、当該契約書の写し（「暴力団排除に関する特約」第3項の規定によりこの項に準じて下請契約等に定めた規定により提出させた誓約書の写しを含む。）を企業団に提出すること。

本件入札に関する問い合わせ先
 阪神水道企業団 総務部総務課契約係
 〒658-0073 兵庫県神戸市東灘区西岡本3丁目20番1号
 電 話(078)431-1902（直通）
 F A X (078)431-2664

阪神水道企業団公告

郵便応募型条件付き一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治令」という。）第167条の6及び阪神水道企業団契約規程（昭和42年管理規程第1号）第4条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成24年10月9日

阪神水道企業団
 企業長 山 中 敦

1 入札に付する事項

- (1) 起工番号 工送第13号
 工事名 無停電電源装置点検整備工事
- (2) 工事場所 甲東ポンプ場（西宮市上大市3丁目2番53号）
- (3) 工事概要 甲東ポンプ場第3電気室に設置している無停電電源装置の点検整備
 工事を行う。
- (4) 工事期間 契約締結日の翌日から平成24年2月28日（木）まで
- (5) 支払方法 完成払い
- (6) 前金払 なし
- (7) 予定価格 非公表
- (8) 最低制限価格 設定なし

2 応募方法 単独企業による。

3 入札参加資格

次に掲げる事項のいずれにも該当すること。

- (1) 阪神水道企業団（以下「企業団」という。）における平成23・24年度競争入札参加資格（登録工種：電気工事）を有していること。
- (2) 自治令第167条の4に規定する入札参加資格制限に該当しないこと。
- (3) 企業団指名停止基準（以下「指名停止基準」という。）に基づく指名停止を、入札参加申込日から開札日までの間に受けていないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること（会社更生法に基づく更生手続開始の決定又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定があった場合を除く。）。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員が役員又は代表者として、若しくは実質的に経営に関与している団体、役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団又は暴力団員（以下「暴力団等」という。）に金銭的な援助を行っている団体、その他暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有している団体ではないこと。
- (6) 平成14年度以降に国及び地方公共団体若しくはこれらに準ずる機関発注工事の元請けとして、同程度の出力容量の無停電電源装置の修理の施工実績を有すること。

4 入札に必要な書類の交付

企業団ホームページ（<http://www.hansui.or.jp/>）「入札・契約情報」内の当該入札公告ページ（以下「入札公告ページ」という。）からダウンロードすること。ダウンロードできない環境にある場合は、総務課契約係（本庁舎3階）で配付するので、事前に連絡すること（電話(078)431-1902（直通））。

5 設計図書に関する質問

設計図書に関して質問があるときは、次のとおり電子メール（任意様式）により受け付ける。ただし、電子メールできない環境にある場合は、FAX（(078)431-2664）により提出すること。

- (1) 受付期限 平成24年10月17日(水) 午後5時00分まで
- (2) 送信先 阪神水道企業団 総務部総務課契約係 宛
E-mail keiyaku@hansui.or.jp
- (3) 回答日 平成24年10月22日(月)に入札公告ページに掲載する。ただし、入札公告ページにて確認出来ない場合は、FAXにより回答する。

6 入札（郵便入札）参加申込方法

入札参加を希望する者は、次のとおり入札参加に必要な書類を一般書留、簡易書留及び特定記録郵便のいずれかの方法にて郵送すること（詳細は別紙「郵便応募型入札の手引き」を参照）。

- (1) 提出書類
 - ア 郵便応募型条件付き一般競争入札参加申込書（様式第1号）
 - イ 入札書（指定様式で、日付は開札日を記入すること。）
 - ウ 同種又は類似工事の施工実績（様式第2号）
 - エ 建設業の許可及び経営事項審査結果（様式第4号）
- (2) 提出部数
 - ア 1部
 - イ 封筒は、1件につき1件限りとする。また、封筒に入札書を2通以上入れた場合は全ての入札書を無効とする。
- (3) 送付先 〒658-0073
神戸西岡本郵便局留
阪神水道企業団総務課契約係 宛

- (4) 受付期間 公告日から平成24年10月26日(金)まで(必着)
- 7 開札の日時、場所等
- (7) 日 時 平成24年10月29日(月) 午後2時00分から
- (8) 場 所 神戸市東灘区西岡本3丁目20番1号
阪神水道企業団 本庁舎1階 第2会議室
- (3) 開札の立会い 開札の立ち会いを希望する者は、開札立会申込書を提出すること。
- 8 入札参加資格の審査及び落札者の決定
- (1) 開札は指定する郵便方法で郵送された封筒が未開封であることを立会人が確認した後に行う。
- (2) 入札参加者は開札に立ち会うことができる。入札参加者から立会人が居ない場合は契約事務に関係のない企業団職員が行う。
- (3) 入札金額が企業団の定めた予定価格の範囲内で、かつ最低制限価格以上であるもののうち、最低の価格をもって入札した者(以下「最低価格入札者」という。)を落札候補者とし、落札の決定を保留する。
- (4) 落札の決定を保留した後、落札候補者が入札参加資格を有する者であることを審査する。
- (5) 同価による最低価格入札者が2者以上ある時は、立会人がくじ引きによって審査順位を決定する。この場合において、最低価格入札者が立会人として参加している場合はその者にくじを引かせ、参加していない場合は契約事務に関係のない企業団職員にくじを引かせるものとする。
- (6) 再入札は行わない。
- (7) 予定価格以下の価格をもって入札した者がいないときは、当該入札において最低の価格をもって入札した者と随意契約に移行するものとする。
- (8) 審査の結果により、落札候補者の取扱いは次のいずれかによるものとする。
- ア 落札候補者が入札参加資格を有する者であることを確認した場合は、その者を落札者とし、直ちに落札決定を電話又は書面で通知し、契約を締結するものとする。
- イ 落札候補者が入札参加資格を有しない者であることを確認した場合は、その者の入札を無効とする。この場合、最低価格入札者以外の者のうち最低の価格をもって入札した者を新たに落札候補者とし、入札参加資格の審査を行う。以後、落札者が決定するまで同様の手続を繰り返す。
- (9) 入札参加資格の審査の結果、落札候補者の入札を無効にした場合には、入札を無効にした理由を付して当該落札候補者に通知する。
- (10) 開札後落札決定までに、落札候補者がいずれかの入札参加資格要件を満たさなくなった場合は入札参加資格を有しない者とみなし無効とする。
- (11) 落札候補者となった者は、正当な理由がある場合を除き、落札者となることを辞退することができない。
- 9 入札保証金
免除
- 10 契約保証金
免除
- 11 入札の無効
次のいずれかに該当する入札書は無効とする。
- (1) 入札者の資格のない者が入札したとき。
- (2) この入札に参加する複数の者の関係が、以下のアからウまでのいずれかに該当する場合には、該当する者のした入札(該当する者が、共同企業体の代表者以外の構成員である場合の入札を除く。)は全て無効とする。ただし、該当する者の1者を除く全てが入札を辞退した場合には、残る1者の入札は無効とはならない。
- ア 資本関係
以下のいずれかに該当する2者の場合。ただし、子会社(会社法第2条第3号及

び会社法施行規則第3条の規定による子会社をいう。以下同じ。)又は子会社の一方が会社更生法第2条第7項に規定する更生会社(以下「更生会社」という。)又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社である場合は除く。

(ア) 親会社(会社法第2条第4号及び会社法施行規則第3条の規定による親会社をいう。以下同じ。)と子会社の関係にある場合

(イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ 人的関係

以下のいずれかに該当する2者の場合。ただし、(ア)については、会社の一方が更生会社又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社である場合は除く。

(ア) 一方の会社の代表権を有する者(個人商店の場合は代表者。以下同じ。)が、他方の会社の代表権を有する者を現に兼ねている場合

(イ) 一方の会社の代表権を有する者が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

ウ その他の入札の適正さが阻害されると認められる場合

(ア) その他上記ア又はイと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

(イ) 中小企業等協同組合法(昭和24年法律第181号)第3条に規定する中小企業等協同組合とその組合員の関係にある場合

(3) 持参及び指定した郵送方法以外(普通郵便、速達、小包郵便、宅急便等)の方法による入札

(4) 封筒に記載の案件名と同封している入札書に記載された案件名が異なるもの

(5) 期限までに所定の場所に到達しなかった入札書

(6) 封筒に封印のないもの

(7) 入札書の様式が指定様式でない入札書

(8) 記名及び押印のない入札書

(9) 入札参加申込者印と異なる印を押印した入札書

(10) 入札金額が加除訂正されている入札書

(11) 誤字、脱字等により意思表示が明確でない入札書

(12) 記載した文字を容易に消すことの出来る筆記用具を用いて記載した入札書

(13) 記載事項を訂正し、訂正印のない入札書

(14) 同一の入札書に2件以上の入札事項を連記したもの

(15) 同一人物が入札した2通以上の入札書

(16) 連合その他不正の行為があったと認められる入札書

(17) その他入札に関する条件に違反したと認められる者のした入札書

(18) 当該入札に関係のないことが記入されているもの

12 契約に関する条件

契約金額(消費税込)が200万円を超える場合には、落札者が暴力団でないこと等についての誓約書等を契約締結以前に提出すること。

13 その他留意事項

(1) 提出された書類の作成に要する費用は、提出者の負担とする。

(2) 提出された書類は返還しない。

(3) 提出された書類に虚偽の記載をした者は、指名停止基準により6箇月の指名停止となり、その者のした入札は無効とする。

(4) 入札者は開札後、本公告及び関係法令等の入札条件の不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

(5) 郵便事故等により入札書が企業団へ到達しなかったことに対する異議を申し立てることはできない。

(6) 契約を締結した者は、この建設工事の一部について締結する請負契約及び資材又は

原材料の購入契約その他のこの契約の履行に伴い締結する契約（以下「下請契約等」という。）を締結する場合において、その契約金額（同一の者と複数の下請契約等を締結する場合は、その合計金額）が200万円を超えるときには、その相手方が暴力団でないこと等についての誓約書を提出させ、当該契約書の写し（「暴力団排除に関する特約」第3項の規定によりこの項に準じて下請契約等に定めた規定により提出させた誓約書の写しを含む。）を企業団に提出すること。

本件入札に関する問い合わせ先
阪神水道企業団 総務部総務課契約係
〒658-0073 兵庫県神戸市東灘区西岡本3丁目20番1号
電 話 (078)431-1902 (直通)
F A X (078)431-2664

阪神水道企業団公告

郵便応募型条件付き一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治令」という。）第167条の6及び阪神水道企業団契約規程（昭和42年管理規程第1号）第4条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成24年10月9日

阪神水道企業団
企業長 山 中 敦

1 入札に付する事項

- | | |
|------------|--|
| (1) 件 名 | 制御機器用冷却装置 一式 外4件 |
| (2) 納入場所 | 大道取水場（大阪市東淀川区大道南2丁目9番20号）
猪名川浄水場（尼崎市田能5丁目11番1号）
尼崎浄水場（尼崎市南塚口町4丁目5番65号）
甲東ポンプ場（西宮市上大市3丁目2番53号） |
| (3) 概 要 | 制御機器用冷却装置及び冷暖房機の購入（別紙仕様書のとおり） |
| (4) 納入期限 | 契約後90日以内とする。 |
| (5) 支払方法 | 完納払い |
| (6) 前 金 払 | なし |
| (7) 予定価格 | 非公表 |
| (8) 最低制限価格 | 設定なし |

2 応募方法 単独企業による。

3 入札参加資格

次に掲げる事項のいずれにも該当すること。

- (1) 阪神水道企業団（以下「企業団」という。）における平成23・24年度競争入札参加資格（物品：空調機器又は登録業種：管工事）を有していること。
- (2) 自治令第167条の4に規定する入札参加資格制限に該当しないこと。
- (3) 企業団指名停止基準（以下「指名停止基準」という。）に基づく指名停止を、入札参加申込日から開札日までの間に受けていないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと（会社更生法に基づく更生手続開始の決定又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定があった場合を除く。）。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律77号）第2条第6号に規定する暴力団員が役員又は代表者として、若しくは実質的に経営に参与している団体、役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団又は暴力団員（以下「暴力団等」という。）に金銭的な援助を行っている団体、その他暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有している団体ではないこと。

4 入札に必要な書類の交付

企業団ホームページ (<http://www.hansui.or.jp/>) 「入札・契約情報」内の当該入札公告ページ (以下「入札公告ページ」という。) からダウンロードすること。
ダウンロードできない環境にある場合は、総務課契約係 (本庁舎3階) で配付するので、事前に連絡すること (電話(078)431-1902 (直通))。

5 仕様書に関する質問

仕様書に関して質問があるときは、次のとおり電子メール (任意様式) により受け付ける。ただし、電子メールできない環境にある場合は、FAX ((078)431-2664) により提出すること。

(1) 受付期限 平成24年10月17日(水) 午後5時00分まで

(2) 送信先 阪神水道企業団 総務部総務課契約係 宛
E-mail keiyaku@hansui.or.jp

(3) 回答日 平成24年10月22日(月)に入札公告ページに掲載する。ただし、入札公告ページにて確認出来ない場合は、FAXにより回答する。

6 入札 (郵便入札) 参加申込方法

入札参加を希望する者は、次のとおり入札参加に必要な書類を一般書留、簡易書留及び特定記録郵便のいずれかの方法にて郵送すること (詳細は別紙「郵便応募型入札の手引き」を参照)。

(1) 提出書類

ア 郵便応募型条件付き一般競争入札参加申込書 (様式第1号)

イ 入札書 (指定様式で、日付は開札日を記入すること。)

(2) 提出部数

ア 1部

イ 封筒は、1件につき1件限りとする。また、封筒に入札書を2通以上入れた場合は全ての入札書を無効とする。

(3) 送付先 〒658-0073

神戸西岡本郵便局留

阪神水道企業団総務課契約係 宛

(4) 受付期間 公告日から平成24年10月26日(金)まで (必着)

7 開札の日時、場所等

(1) 日時 平成24年10月29日(月) 午後14時15分から

(2) 場所 神戸市東灘区西岡本3丁目20番1号

阪神水道企業団 本庁舎1階 第2会議室

(3) 開札の立会い 開札の立ち会いを希望する者は、開札立会申込書を提出すること。

8 入札参加資格の審査及び落札者の決定

(1) 開札は指定する郵便方法で郵送された封筒が未開封であることを立会人が確認した後に行う。

(2) 入札参加者は開札に立ち会うことができる。入札参加者から立会人が居ない場合は契約事務に関係のない企業団職員が行う。

(3) 入札金額が企業団の定めた予定価格の範囲内で、かつ最低制限価格以上であるもののうち、最低の価格をもって入札した者 (以下「最低価格入札者」という。) を落札候補者とし、落札の決定を保留する。

(4) 落札の決定を保留した後、落札候補者が入札参加資格を有する者であることを審査する。

(5) 同価による最低価格入札者が2者以上ある時は、立会人がくじ引きによって審査順位を決定する。この場合において、最低価格入札者が立会人として参加している場合はその者にくじを引かせ、参加していない場合は契約事務に関係のない企業団職員にくじを引かせるものとする。

(6) 再入札は行わない。

- (7) 予定価格以下の価格をもって入札した者がいないときは、当該入札において最低の価格をもって入札した者と随意契約に移行するものとする。
- (8) 審査の結果により、落札候補者の取扱いは次のいずれかによるものとする。
- ア 落札候補者が入札参加資格を有する者であることを確認した場合は、その者を落札者とし、直ちに落札決定を電話又は書面で通知し、契約を締結するものとする。
- イ 落札候補者が入札参加資格を有しない者であることを確認した場合は、その者の入札を無効とする。この場合、最低価格入札者以外の者のうち最低の価格をもって入札した者を新たに落札候補者とし、入札参加資格の審査を行う。以後、落札者が決定するまで同様の手続を繰り返す。
- (9) 入札参加資格の審査の結果、落札候補者の入札を無効にした場合には、入札を無効にした理由を付して当該落札候補者に通知する。
- (10) 開札後落札決定までに、落札候補者がいずれかの入札参加資格要件を満たさなくなった場合は入札参加資格を有しない者とみなし無効とする。
- (11) 落札候補者となった者は、正当な理由がある場合を除き、落札者となることを辞退することができない。

9 入札保証金

免除

10 契約保証金

免除

11 入札の無効

次のいずれかに該当する入札書は無効とする。

- (1) 入札者の資格のない者が入札したとき。
- (2) この入札に参加する複数の者の関係が、以下のアからウまでのいずれかに該当する場合には、該当する者のした入札（該当する者が、共同企業体の代表者以外の構成員である場合の入札を除く。）は全て無効とする。ただし、該当する者の1者を除く全てが入札を辞退した場合には、残る1者の入札は無効とはならない。

ア 資本関係

以下のいずれかに該当する2者の場合。ただし、子会社（会社法第2条第3号及び会社法施行規則第3条の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は子会社の一方が会社更生法第2条第7項に規定する更生会社（以下「更生会社」という。）又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社である場合は除く。

(ア) 親会社（会社法第2条第4号及び会社法施行規則第3条の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合

(イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ 人的関係

以下のいずれかに該当する2者の場合。ただし、(ア)については、会社の一方が更生会社又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社である場合は除く。

(ア) 一方の会社の代表権を有する者（個人商店の場合は代表者。以下同じ。）が、他方の会社の代表権を有する者を現に兼ねている場合

(イ) 一方の会社の代表権を有する者が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

ウ その他の入札の適正さが阻害されると認められる場合

(ア) その他上記ア又はイと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

(イ) 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条に規定する中小企業等協同組合とその組合員の関係にある場合

- (3) 持参及び指定した郵送方法以外（普通郵便、速達、小包郵便、宅急便等）の方法による入札

- (4) 封筒に記載の案件名と同封している入札書に記載された案件名が異なるもの
 - (5) 期限までに所定の場所に到達しなかった入札書
 - (6) 封筒に封印のないもの
 - (7) 入札書の様式が指定様式でない入札書
 - (8) 記名及び押印のない入札書
 - (9) 入札参加申込者印と異なる印を押印した入札書
 - (10) 入札金額が加除訂正されている入札書
 - (11) 誤字、脱字等により意思表示が明確でない入札書
 - (12) 記載した文字を容易に消すことの出来る筆記用具を用いて記載した入札書
 - (13) 記載事項を訂正し、訂正印のない入札書
 - (14) 同一の入札書に2件以上の入札事項を連記したもの
 - (15) 同一人物が入札した2通以上の入札書
 - (16) 連合その他不正の行為があったと認められる入札書
 - (17) その他入札に関する条件に違反したと認められる者のした入札書
 - (18) 当該入札に関係のないことが記入されているもの
- 12 契約に関する条件
契約金額（消費税込）が200万円を超える場合には、落札者が暴力団でないこと等についての誓約書等を契約締結以前に提出すること。
- 13 その他留意事項
- (1) 提出された書類の作成に要する費用は、提出者の負担とする。
 - (2) 提出された書類は返還しない。
 - (3) 提出された書類に虚偽の記載をした者は、指名停止基準により6箇月の指名停止となり、その者のした入札は無効とする。
 - (4) 入札者は開札後、本公告及び関係法令等の入札条件の不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできない。
 - (5) 郵便事故等により入札書が企業団へ到達しなかったことに対する異議を申し立てることはできない。

本件入札に関する問い合わせ先
阪神水道企業団 総務部総務課契約係
〒658-0073 兵庫県神戸市東灘区西岡本3丁目20番1号
電 話 (078)431-1902 (直通)
F A X (078)431-2664

阪神水道企業団公告

郵便応募型条件付き一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「自治令」という。)第167条の6及び阪神水道企業団契約規程(昭和42年管理規程第1号)第4条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成24年10月15日

阪神水道企業団
企業長 山 中 敦

1 入札に付する事項

- (1) 件 名 自吸式渦巻きポンプ 1台 外68件
- (2) 納入場所 淀川取水場(大阪市淀川区西中島2丁目1番27号)
猪名川浄水場(尼崎市田能5丁目11番1号)
尼崎浄水場(尼崎市南塚口町4丁目5番65号)
- (3) 概 要 自吸式渦巻きポンプ等の購入(別紙明細書及び仕様書のとおり)
- (4) 納入期限 契約後即納
- (5) 支払方法 完納払い

- (6) 前金払 なし
(7) 予定価格 非公表
(8) 最低制限価格 設定なし
- 2 応募方法 単独企業による。
- 3 入札参加資格
次に掲げる事項のいずれにも該当すること。
- (1) 阪神水道企業団（以下「企業団」という。）における平成23・24年度競争入札参加資格を有していること。
(2) 自治令第167条の4に規定する入札参加資格制限に該当しないこと。
(3) 企業団指名停止基準（以下「指名停止基準」という。）に基づく指名停止を、入札参加申込日から開札日までの間に受けていないこと。
(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと（会社更生法に基づく更生手続開始の決定又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定があった場合を除く。）
(5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律77号）第2条第6号に規定する暴力団員が役員又は代表者として、若しくは実質的に経営に参与している団体、役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団又は暴力団員（以下「暴力団等」という。）に金銭的な援助を行っている団体、その他暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有している団体ではないこと。
- 4 入札に必要な書類の交付
企業団ホームページ（<http://www.hansui.or.jp/>）「入札・契約情報」内の当該入札公告ページ（以下「入札公告ページ」という。）からダウンロードすること。
ダウンロードできない環境にある場合は、総務課契約係（本庁舎3階）で配付するので、事前に連絡すること（電話(078)431-1902（直通））。
- 5 案件に関する質問
案件に関して質問があるときは、次のとおり電子メール（任意様式）により受け付ける。ただし、電子メールできない環境にある場合は、FAX（(078)431-2664）により提出すること。
- (1) 受付期限 平成24年10月26日(金) 午後5時00分まで
(2) 送信先 阪神水道企業団 総務部総務課契約係 宛
E-mail keiyaku@hansui.or.jp
(3) 回答日 平成24年10月31日(水)に入札公告ページに掲載する。ただし、入札公告ページにて確認出来ない場合は、FAXにより回答する。
- 6 入札（郵便入札）参加申込方法
入札参加を希望する者は、次のとおり入札参加に必要な書類を一般書留、簡易書留及び特定記録郵便のいずれかの方法にて郵送すること（詳細は別紙「郵便応募型入札の手引き」を参照）。
- (1) 提出書類
ア 郵便応募型条件付き一般競争入札参加申込書（様式第1号）
イ 入札書（指定様式で、日付は開札日を記入すること。）
- (2) 提出部数
ア 1部
イ 封筒は、1件につき1件限りとする。また、封筒に入札書を2通以上入れた場合は全ての入札書を無効とする。
- (3) 送付先 〒658-0073
神戸西岡本郵便局留
阪神水道企業団総務課契約係 宛
- (4) 受付期間 公告日から平成24年11月6日(火)まで（必着）

7 開札の日時、場所等

(1) 日 時 平成24年11月7日(水) 午後1時30分から

(2) 場 所 神戸市東灘区西岡本3丁目20番1号
阪神水道企業団 本庁舎1階 第2会議室

(3) 開札の立会い 開札の立ち会いを希望する者は、開札立会申込書を提出すること。

8 入札参加資格の審査及び落札者の決定

(1) 開札は指定する郵便方法で郵送された封筒が未開封であることを立会人が確認した後に行う。

(2) 入札参加者は開札に立ち会うことができる。入札参加者から立会人が居ない場合は契約事務に関係のない企業団職員が行う。

(3) 入札金額が企業団の定めた予定価格の範囲内で、かつ最低制限価格以上であるもののうち、最低の価格をもって入札した者（以下「最低価格入札者」という。）を落札候補者とし、落札の決定を保留する。

(4) 落札の決定を保留した後、落札候補者が入札参加資格を有する者であることを審査する。

(5) 同価による最低価格入札者が2者以上ある時は、立会人がくじ引きによって審査順位を決定する。この場合において、最低価格入札者が立会人として参加している場合はその者にくじを引かせ、参加していない場合は契約事務に関係のない企業団職員にくじを引かせるものとする。

(6) 再入札は行わない。

(7) 予定価格以下の価格をもって入札した者がいないときは、当該入札において最低の価格をもって入札した者と随意契約に移行するものとする。

(8) 審査の結果により、落札候補者の取扱いは次のいずれかによるものとする。

ア 落札候補者が入札参加資格を有する者であることを確認した場合は、その者を落札者とし、直ちに落札決定を電話又は書面で通知し、契約を締結するものとする。

イ 落札候補者が入札参加資格を有しない者であることを確認した場合は、その者の入札を無効とする。この場合、最低価格入札者以外の者のうち最低の価格をもって入札した者を新たに落札候補者とし、入札参加資格の審査を行う。以後、落札者が決定するまで同様の手続を繰り返す。

(9) 入札参加資格の審査の結果、落札候補者の入札を無効にした場合には、入札を無効にした理由を付して当該落札候補者に通知する。

(10) 開札後落札決定までに、落札候補者がいずれかの入札参加資格要件を満たさなくなった場合は入札参加資格を有しない者とみなし無効とする。

(11) 落札候補者となった者は、正当な理由がある場合を除き、落札者となることを辞退することができない。

9 入札保証金

免除

10 契約保証金

免除

11 入札の無効

次のいずれかに該当する入札書は無効とする。

(1) 入札者の資格のない者が入札したとき。

(2) この入札に参加する複数の者の関係が、以下のアからウまでのいずれかに該当する場合には、該当する者のした入札（該当する者が、共同企業体の代表者以外の構成員である場合の入札を除く。）は全て無効とする。ただし、該当する者の1者を除く全てが入札を辞退した場合には、残る1者の入札は無効とはならない。

ア 資本関係

以下のいずれかに該当する2者の場合。ただし、子会社（会社法第2条第3号及び会社法施行規則第3条の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は子会社の一

方が会社更生法第2条第7項に規定する更生会社（以下「更生会社」という。）又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社である場合は除く。

(7) 親会社（会社法第2条第4号及び会社法施行規則第3条の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合

(イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ 人的関係

以下のいずれかに該当する2者の場合。ただし、(7)については、会社の一方が更生会社又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社である場合は除く。

(7) 一方の会社の代表権を有する者（個人商店の場合は代表者。以下同じ。）が、他方の会社の代表権を有する者を現に兼ねている場合

(イ) 一方の会社の代表権を有する者が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

ウ その他の入札の適正さが阻害されると認められる場合

(7) その他上記ア又はイと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

(イ) 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条に規定する中小企業等協同組合とその組合員の関係にある場合

(3) 持参及び指定した郵送方法以外（普通郵便、速達、小包郵便、宅急便等）の方法による入札

(4) 封筒に記載の案件名と同封している入札書に記載された案件名が異なるもの

(5) 期限までに所定の場所に到達しなかった入札書

(6) 封筒に封印のないもの

(7) 入札書の様式が指定様式でない入札書

(8) 記名及び押印のない入札書

(9) 入札参加申込者印と異なる印を押印した入札書

(10) 入札金額が加除訂正されている入札書

(11) 誤字、脱字等により意思表示が明確でない入札書

(12) 記載した文字を容易に消すことの出来る筆記用具を用いて記載した入札書

(13) 記載事項を訂正し、訂正印のない入札書

(14) 同一の入札書に2件以上の入札事項を連記したもの

(15) 同一人物が入札した2通以上の入札書

(16) 連合その他不正の行為があったと認められる入札書

(17) その他入札に関する条件に違反したと認められる者のした入札書

(18) 当該入札に関係のないことが記入されているもの

12 契約に関する条件

契約金額（消費税込）が200万円を超える場合には、落札者が暴力団でないこと等についての誓約書等を契約締結以前に提出すること。

13 その他留意事項

(1) 提出された書類の作成に要する費用は、提出者の負担とする。

(2) 提出された書類は返還しない。

(3) 提出された書類に虚偽の記載をした者は、指名停止基準により6箇月の指名停止となり、その者のした入札は無効とする。

(4) 入札者は開札後、本公告及び関係法令等の入札条件の不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

(5) 郵便事故等により入札書が企業団へ到達しなかったことに対する異議を申し立てることはできない。

本件入札に関する問い合わせ先
阪神水道企業団 総務部総務課契約係
〒658-0073 兵庫県神戸市東灘区西岡本3丁目20番1号
電 話 (078)431-1902 (直通)
F A X (078)431-2664